

○吹田市市税条例

昭和25年8月21日条例第121号

目次

- 第1章 総則（第1条－第13条）
- 第2章 市民税（第14条－第22条の14）
- 第3章 固定資産税（第23条－第35条）
- 第4章 軽自動車税（第36条－第48条）
- 第5章 市たばこ税（第49条－第64条）
- 第6章 特別土地保有税（第65条－第74条の2）
- 第7章 入湯税（第74条の2の2－第74条の2の8）
- 第8章 事業所税（第74条の3－第74条の12）
- 第9章 都市計画税（第75条－第80条）

附則

第1章 総則

（賦課徴収の根拠）

第1条 この市税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収については法令その他に特別の定めがあるものの外、この条例の定めるところによる。

2 前項の条例実施のための手続その他施行について必要な事項は規則で定める。

（税目）

第2条 市税として課するものは、次に掲げるものとする。

（1）普通税

市民税

固定資産税

軽自動車税

市たばこ税

特別土地保有税

（2）目的税

入湯税

事業所税

都市計画税

(用語)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 地方税法（昭和25年法律第226号）をいう。
- (2) 政令 地方税法施行令（昭和25年政令第245号）をいう。
- (3) 総務省令 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）をいう。
- (4) 徴税吏員 市長又はその委任を受けた市職員をいう。
- (5) 徴収金 市税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。

(繰上徴収)

第4条 市長は、納税者又は特別徴収義務者が納付又は納入すべき徴収金につき、法第13条の2第1項の規定に該当する場合においては、納期限前であつても、法第13条の2の規定によつて徴収金の全額を繰上げ徴収する。

(徴収の猶予)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに掲げる事情により、納税者又は特別徴収義務者が徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、その者の申請により、1年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。

- (1) 納税者又は特別徴収義務者がその財産につき震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったこと。
- (2) 納税者若しくは特別徴収義務者又はこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。
- (3) 納税者又は特別徴収義務者がその事業を廃止し、又は休止したこと。
- (4) 納税者又は特別徴収義務者がその事業につき著しい損失を受けたこと。
- (5) 前各号に掲げる事情に類する事情
- (6) 徴収金の法定納期限から1年を経過した後、その納付し、又は納入すべき額が確定したと。

2 市長は、前項の規定による徴収の猶予（以下「徴収の猶予」という。）をした場合において、徴収の猶予をした期間内に徴収の猶予をした金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由があると認めるときは、納税者又は特別徴収義務者の申請により、その期間を延長す

ることができる。ただし、その期間は、既にその者につき徴収の猶予をした期間と合わせて2年を超えることができない。

3 市長は、徴収の猶予又はその期間の延長をする場合には、徴収の猶予をする期間内において、徴収の猶予をする金額を、徴収の猶予を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当な額に分割して納付させ、又は納入させることができる。

4 徴収の猶予又はその期間の延長を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することができない理由

(2) 徴収の猶予を受けようとする金額及び期間

(3) 徴収金を分割して納付し、又は納入しようとする場合にあっては、その方法

(4) 第5条の4第1項の規定により担保の提供を求められる場合にあっては、提供しようとする担保の内容（担保を提供することができない場合にあっては、その理由）

5 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第1項第1号若しくは第2号に掲げる事情又はこれらに類する事情により申請する場合においては、第1号及び第2号に掲げる書類のうち、添付することが困難であると市長が認めるものについては、添付することを要しない。

(1) 第1項第1号から第5号までのいずれかに掲げる事情により申請する場合にあっては、その事情があることを証する書類

(2) 資産及び負債並びに収入及び支出の状況を証する書類

(3) 第5条の4第1項の規定により担保を提供する場合にあっては、担保の提供に必要な書類

6 法第15条の2第8項の条例で定める期間は、20日とする。

(職権による換価の猶予)

第5条の2 市長は、滞納者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、その者が徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときは、その徴収金（徴収の猶予又は次条第1項の規定による換価の猶予（以下「申請による換価の猶予」という。）を受けているものを除く。）につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。ただし、その猶予の期間は、1年を超えることができない。

(1) その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき。

(2) その財産の換価を猶予することが、直ちにその換価をすることに比して、滞納に係る徴収

金及び最近において納付し、又は納入すべきこととなる他の徴収金の徴収上有利であるとき。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による換価の猶予（以下「職権による換価の猶予」という。）について準用する。この場合において、同条第2項中「納税者又は特別徴収義務者の申請により、その」とあるのは「その」と、同条第3項中「金額」とあるのは「金額（その納付又は納入を困難とする金額として政令に定める額を限度とする。）」と読み替えるものとする。
- 3 市長は、職権による換価の猶予又はその期間の延長をする場合において、必要があると認めるときは、滞納者に対し、次に掲げる書類の提出を求めることができる。

- (1) 資産及び負債並びに収入及び支出の状況を証する書類
- (2) 第5条の4第1項の規定により担保を提供する場合にあつては、担保の提供に必要な書類（申請による換価の猶予）

第5条の3 市長は、職権による換価の猶予によるほか、滞納者が徴収金を一時に納付し、又は納入することによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合において、その者が徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときは、徴収金の納期限から6月以内にされたその者の申請により、1年以内の期間を限り、その徴収金（徴収の猶予を受けているものを除く。）につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。

- 2 第5条第2項及び第3項の規定は、申請による換価の猶予について準用する。この場合において、同項中「金額」とあるのは「金額（その納付又は納入を困難とする金額として政令に定める額を限度とする。）」と、「ことができる」とあるのは「ものとする」と読み替えるものとする。
- 3 申請による換価の猶予又はその期間の延長を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる理由
- (2) 申請による換価の猶予を受けようとする期間
- (3) 徴収金を分割して納付し、又は納入する方法
- (4) 次条第1項の規定により担保の提供を求められる場合にあつては、提供しようとする担保の内容（担保を提供することができない場合にあつては、その理由）

- 4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 資産及び負債並びに収入及び支出の状況を証する書類
- (2) 次条第1項の規定により担保を提供する場合にあつては、担保の提供に必要な書類

5 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項の条例で定める期間は、20日とする。

(担保の徴取)

第5条の4 市長は、徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で法第16条第1項各号に掲げるものを徴さなければならない。ただし、その猶予に係る金額が1,000,000円以下である場合、その猶予の期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

2 担保の処分及び保証人からの徴収金の徴収については、法第16条の5に定めるところによる。

(納付又は納入の委託)

第5条の5 徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予を受けた納税者又は特別徴収義務者が、その猶予に係る徴収金を納付し、又は納入するため、市長が定める有価証券を提供して、その証券の取立て及びその取り立てた金銭による徴収金の納付又は納入を委託しようとする場合には、徴税吏員は、その証券が最近において確実に取り立てることができるものであると認められるときに限り、その委託を受けることができる。この場合において、その証券の取立てにつき費用を要するときは、その委託をしようとする者は、その費用の額に相当する金額を併せて提供しなければならない。

(書類の送達)

第6条 徴収金の賦課徴収又は還付に関する書類の送達については、法第20条に定めるところによる。

2 前項の規定により送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでない場合又は外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合には、その送達に代えて公示送達をする。

3 前項の公示送達については、法第20条の2に定めるところによる。この場合において、同条第2項の掲示場は、吹田市公告式条例（昭和25年吹田市条例第114号）第2条第2項ただし書の掲示場とする。

4 前2項の規定により公示送達をする場合において、当該書類に期限の定めがあるときは、当該期限をその書類の送達の日とみなされる日の翌日以後に変更する。

(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

第7条 納税者又は特別徴収義務者は、納期限後にその税金又は納入金を納付又は納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に

応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付し、又は納入しなければならない。ただし、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 市長は、納税者又は特別徴収義務者が納期限までにその税金又は納入金を納付又は納入しなかつたことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

（延滞金の割合の特例）

第7条の2 当分の間、前条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

（督促）

第8条 納税者又は特別徴収義務者が納期限までに徴収金を完納しない場合においては、徴税吏員は、納期限後30日以内に督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収する場合においては、これを発しないものとする。

2 徴税吏員が督促状を発した場合においては、督促状1通について70円の手数料を徴収する。

第8条の2 削除

（滞納処分）

第9条 滞納者が次の各号の一に該当するときは、徴税吏員は、当該徴収金につき滞納者の財産を差押えなければならない。

（1）滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに、その督促にかかる徴収金を完納しないとき。

（2）滞納者が繰上徴収にかかる告知により指定された納期限までに、その徴収金を完納しないとき。

（納税管理人）

第10条 納税義務者が納税管理人を定める場合においては、市内に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者（個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。）のうちから定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を市長に提出し、又は市外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者（個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを定めることについて納税管理人承認申請書を市長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から10日を経過した日とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る市税の徴収の確保に支障がないことについて市長に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

3 前項の認定を受けていない納税義務者で第1項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなく申告をしなかつた場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

（賦課洩れ等にかかる市税の取扱）

第11条 賦課洩れにかかる市税又は詐偽その他不正の行為により免れた市税があることを発見した場合においては、賦課すべき年度（市民税の法人税割にあつては、その課税標準の算定期間の末日現在）の税率によつてその金額を直ちに徴収する。

（期限の特例）

第12条 この条例の規定により定められている期限（政令第6条の18第1項に規定する期限を除く。）が民法（明治29年法律第89号）第142条に規定する休日又は政令第6条の18第2項に規定する日に該当するときは、この条例の規定にかかわらず、これらの日の翌日をその期限とする。

（災害等による期限の延長）

第12条の2 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下この条において「申告等」という。）に関する期限までに申告等を行うことができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して、当該期限を延長する。

2 市長は、前項の規定による期限の延長をするときは、その旨を告示する。

3 市長は、災害その他やむを得ない理由により、申告等に関する期限までに申告等を行うことができないと認める場合には、第1項の規定の適用がある場合を除き、当該申告等をするべき者の申請により、その理由のなくなった日から納税者については2月以内、特別徴収義務者については30日以内の期間を限り、当該期限を延長する。

4 前項の規定による申請は、同項に規定する理由がなくなった後速やかに、その理由を記載した書面でしなければならない。

5 市長は、第3項の規定による期限の延長をするときは期日その他必要な事項を、期限の延長をしないときはその旨を、当該納税者又は特別徴収義務者に通知する。

(郵送等に係る書類の提出期限の特例)

第12条の3 この条例の規定により一定の期限までになすべきものとされている申告、徴収の猶予若しくは申請による換価の猶予の申請に関する書類その他総務省令に定める書類が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出されたときは、その郵便物又は同条第3項に規定する信書便物(以下この条において「信書便物」という。)の通信日付印により表示された日(その表示がないとき、又はその表示が明らかでないときは、その郵便物又は信書便物について通常要する送付日数を基準としたときにその日に相当するものと認められる日)にその提出がなされたものとみなす。

(吹田市行政手続条例の適用除外)

第13条 吹田市行政手続条例(平成9年吹田市条例第3号)第3条に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、吹田市行政手続条例第2章(第8条を除く。)及び第3章(第14条を除く。)の規定は、適用しない。

2 吹田市行政手続条例第3条、第4条又は第34条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。)については、同条例第34条第3項及び第35条の規定は、適用しない。

第2章 市民税

(市民税の納税義務者等)

第14条 市民税は、第1号に掲げる者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によつて、第3号に掲げる者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によつて、第2号及び第4号に掲げる者に対しては均等割額によつて、第5号に掲げる者に対しては法人税割額によつて課する。

(1) 市内に住所を有する個人

- (2) 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者
- (3) 市内に事務所又は事業所を有する法人
- (4) 市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（以下「寮等」という。）を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しないもの
- (5) 法人課税信託（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。次項において同じ。）の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの

2 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、政令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。以下「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして前項の規定を適用する。

（個人の市民税の非課税の範囲）

第14条の2 次に掲げる者に対しては、市民税（第2号に掲げる者にあつては、第22条の7の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている者
- (2) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親（これらの者のうち、前年の合計所得金額が1,350,000円を超える者を除く。）

2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が350,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢16歳未満の者及び第16条の3第1項第11号に規定する控除対象扶養親族に限る。第16条の3を除き、以下同じ。）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に210,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。

3 当分の間、所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第16条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、350,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に320,000円を加算した金額）以下である者に対しては、前条第1項の規定にかかわらず、所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

4 当分の間、法附則第3条の3第5項に規定するところにより控除すべき額を、第16条の4及び第16条の7の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

5 前項の規定の適用がある場合における第16条の8の2第1項の規定の適用については、同項中「第16条の4」とあるのは、「第14条の2第4項、第16条の4」とする。

(市民税の課税免除)

第14条の3 次に掲げるもの(第2号から第10号までに掲げるものについては収益事業を行うものを除く。)に対しては、均等割を課さない。

(1) 前年中の合計所得金額が、基礎控除額(第16条の3第2項の規定により控除すべき金額をいう。以下同じ。)(控除対象配偶者又は扶養親族を有する者にあつては、基礎控除額に次に掲げる額を加算した金額)以下の者

ア 第16条の3第1項第10号の規定による配偶者控除額

イ 第16条の3第1項第11号及び同条第4項の規定による扶養控除額

(2) 市内に慈善、学術その他公益事業の用に専ら供する事務所、事業所又は家屋敷のみを有する個人で、市内に住所を有しないもの

(3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第1号に規定する公益社団法人及び同条第2号に規定する公益財団法人(第28条第1項第3号において「公益社団法人等」という。)

(4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体

(5) 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条第1項に規定する政治団体

(6) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

(7) 建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第47条第2項に規定する管理組合法人及び同法第66条において読み替えて準用する同法第47条第2項に規定する団地管理組合法人

(8) マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第5条第1項に規定するマンション建替組合及び同法第116条に規定するマンション敷地売却組合

(9) 法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人

(10) 前各号に掲げるもののほか、公益上その他の事由により市長が特に必要があると認めるもの

(個人の均等割の税率)

第15条 第14条第1項第1号又は第2号に掲げる者に対して課する均等割の税率は、年額3,000円とする。

2 次の各号に掲げる者に対して課する均等割の税率は、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 均等割を納付する義務がある同一生計配偶者又は扶養親族 年額1,200円

(2) 前号に掲げる者を2人以上有する者 年額1,800円

3 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる者以外の者 年額3,500円

(2) 前項第1号に掲げる者 年額1,400円

(3) 前項第2号に掲げる者 年額2,100円

(法人の均等割の税率)

第15条の2 第14条第1項第3号又は第4号に掲げる者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

法人の区分	税率
<p>(1) 次に掲げる法人</p> <p>ア 法人税法第2条第5号に規定する公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で政令第47条に規定する収益事業を行うものを除く。)</p> <p>イ 人格のない社団等</p> <p>ウ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第2条第1号に規定する一般社団法人等(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人に該当するものを除く。)</p> <p>エ 保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(アからウまでに掲げる法人を除く。)</p> <p>オ 資本金等の額(法第292条第1項第4号の2に規定する資本金等の額をいう。以下同じ。)を有する法人(法人税法別</p>	<p>年額 50,000円</p>

表第2に規定する独立行政法人で政令第47条に規定する収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。次号から第9号までにおいて同じ。)のうち、資本金等の額が1,000万円以下である法人で市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下であるもの		
(2) 資本金等の額が1,000万円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額	120,000円
(3) 資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額	130,000円
(4) 資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額	150,000円
(5) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額	160,000円
(6) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額	400,000円
(7) 資本金等の額が10億円を超える法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額	410,000円
(8) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額	1,750,000円
(9) 資本金等の額が50億円を超える法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額	3,000,000円

2 前項に規定する者に対して課する均等割の額は、法第312条の規定により計算した額とする。

(所得割の課税標準)

第16条 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。

2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令に特別の定め

がある場合を除くほか、それぞれ所得税法（昭和40年法律第33号）その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例により算定する。ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらない。

3 所得税法第2条第1項第40号に規定する青色申告書（第8項及び次条第1項において「青色申告書」という。）を提出することにつき国の税務官署の承認を受けている所得割の納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族（年齢15歳未満である者を除く。）で、専ら当該納税義務者の営む同法第56条に規定する事業に従事するもの（以下この項において「青色事業専従者」という。）が、当該事業から同法第57条第2項の書類に記載されている方法に従いその記載されている金額の範囲内において給与の支払を受けた場合には、同条第1項の規定による計算の例により当該納税義務者の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額及び当該青色事業専従者の給与所得の金額を算定する。前年分の所得税につき納税義務を負わないと認められたことその他政令に定める理由により同条第2項の書類を提出しなかつた所得割の納税義務者に係る青色事業専従者が当該事業から給与の支払を受けた場合において、第18条第1項第2号に掲げる事項を記載した同項の規定による申告書（当該事項の記載がないことについてやむを得ない事情があると市長が認めるものを含む。）を提出しているとき（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出しているときを含む。）及び同項ただし書の規定により申告書を提出する義務がないときも、同様とする。

4 所得割の納税義務者（前項の規定に該当する者を除く。）が所得税法第56条に規定する事業を経営している場合において、その納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族（年齢15歳未満である者を除く。）で専ら当該事業に従事するもの（以下「事業専従者」という。）があるときは、各事業専従者について、次に掲げる金額のうち、いずれか低い金額を当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費とみなす。

(1) 次に掲げる事業専従者の区分に応じそれぞれ次に定める金額

ア 当該納税義務者の配偶者である事業専従者 860,000円

イ アに掲げる者以外の事業専従者 500,000円

(2) 当該事業に係る不動産所得、事業所得又は山林所得の金額（この項の規定を適用しないで計算した金額とする。）を事業専従者の数に1を加えた数で除して得た金額

5 前項の規定により必要経費とみなされた金額（以下「事業専従者控除額」という。）は、事業専従者の給与所得に係る収入金額とみなす。

6 第4項の規定は、第18条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通

知書が送達される時まで提出されたものを含む。)に同項第2号に掲げる事項の記載がない場合には適用しない。ただし、同項ただし書の規定により申告書を提出する義務がない場合又は当該申告書に当該事項の記載がないことについてやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

- 7 第3項又は第4項の場合において、これらの規定に規定する親族の年齢が15歳未満であるかどうかの判定は、前年の12月31日(同年の中途においてその者が死亡した場合には、死亡当時)の現況による。
- 8 第2項から前項までの規定により所得割の納税義務者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を算定する場合において、当該納税義務者の前年前3年間における総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上生じた所得税法第2条第1項第25号の純損失の金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。)は、当該純損失の金額が生じた年分の所得税につき青色申告書を提出し、かつ、当該純損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後の年度分の市民税について連続して第18条第1項又は第3項の規定による申告書を提出しているときに限り、当該納税義務者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。
- 9 前項の規定の適用がない場合においても、所得割の納税義務者の前年前3年内の各年における総所得金額、退職所得金額若しくは山林所得金額の計算上各年に生じた同項の純損失の金額(同項の規定により前年前において控除されたものを除く。)のうち、当該各年に生じた変動所得(漁獲から生ずる所得、著作権の使用料に係る所得その他の所得で年々の変動の著しいもののうち政令に定めるものをいう。)の金額の計算上生じた損失の金額若しくは法第313条第10項に規定する被災事業用資産の損失の金額に係るもので政令に定めるもの又は当該納税義務者の前年前3年内の各年に生じた雑損失の金額(第16条の3第1項第1号に掲げる金額をいい、この項又は同条第1項の規定により前年前において控除されたものを除く。)は、当該純損失又は雑損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について第18条第1項又は第3項の規定による申告書を提出し、かつ、その後の年度分の市民税について連続してこれらの申告書を提出しているときに限り、当該納税義務者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。
- 10 前年分の所得税につき納税義務を負わない所得割の納税義務者について、前年中の所得税法第57条の2第2項に規定する特定支出の額の合計額が同法第28条第2項に規定する給与所得控除額の2分の1に相当する金額を超える場合には、この項の規定の適用を受ける旨及び当該特定支出の額の合計額を記載した第18条第1項の規定による申告書が、当該特定支出に関する明細書その

他の総務省令に定める必要な書類を添付して提出されているときに限り、同法第57条の2第1項の規定の例により、当該納税義務者の給与所得の計算上当該超える部分の金額を控除する。

- 11 特定配当等（法第23条第1項第15号に規定する特定配当等をいう。以下この項及び次項並びに第16条の8の2第1項において同じ。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。
- 12 前項の規定は、前年分の所得税に係る第18条の2第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他総務省令に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。
- 13 特定株式等譲渡所得金額（租税特別措置法第37条の11の4第2項に規定する源泉徴収選択口座内調整所得金額をいう。次項、第16条の8の2第1項及び第16条の13の2第1項において同じ。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。
- 14 前項の規定は、前年分の所得税に係る第18条の2第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他総務省令に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第16条の2 所得割の納税義務者のうち法第314条第1項各号に掲げる要件のいずれかを満たす者（同項に規定する特定非常災害発生前（以下この項及び次項において「特定非常災害発生前」という。）の年分の所得税につき青色申告書を提出している者に限る。）が法第314条第1項に規定する特定非常災害発生前純損失金額（以下「特定非常災害発生前純損失金額」という。）又は同項に規定する被災純損失金額（以下この項において「被災純損失金額」という。）を有する場合には、当該特定非常災害発生前純損失金額又は当該被災純損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後5年度内の各年度分の個人の市民税に係る前条の規定の適用については、同条第8項中「純損失の金額（）」とあるのは「純損失の金額で特定非常災害発生前純損失金額（次条第1項に規定する特定非常災害発生前純損失金額をいう。以下この項において同じ。）及び被災純損失金額（次条第1項に規定する被災純損失金額をいう。次項において同じ。）以外のもの（）」と、「を除く。）」とあるのは「を除く。）」並びに当該納税義務者の前年前5年間に於いて生じた特定非常災害発生前純損失金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）」と、同条第9項中「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額以外のもの」と、「で政令に定めるもの」とあるのは「で政令に定めるもの及び当該納税義務者の前年前5年間に於いて生じた被災純損失金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）」

とする。

- 2 所得割の納税義務者のうち法第314条第1項各号に掲げる要件のいずれかを満たす者（前項の規定の適用を受ける者を除く。）が同条第2項に規定する特定非常災害発生年特定純損失金額（以下「特定非常災害発生年特定純損失金額」という。）又は同項に規定する被災純損失金額（以下この項において「被災純損失金額」という。）を有する場合には、当該特定非常災害発生年特定純損失金額又は当該被災純損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後5年度内の各年度分の個人の市民税に係る前条の規定の適用については、同条第8項中「純損失の金額（）」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額（次条第2項に規定する被災純損失金額をいう。次項において同じ。）以外のもの（）」と、同条第9項中「純損失の金額（同項）」とあるのは「純損失の金額で特定非常災害発生年特定純損失金額（次条第2項に規定する特定非常災害発生年特定純損失金額をいう。以下この項において同じ。）及び被災純損失金額以外のもの（前項）」と、「で政令に定めるもの」とあるのは「で政令に定めるもの並びに当該納税義務者の前年前5年内において生じた特定非常災害発生年特定純損失金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）及び被災純損失金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）」とする。
- 3 所得割の納税義務者（前2項の規定の適用を受ける者を除く。）が法第314条第3項に規定する被災純損失金額（以下この項において「被災純損失金額」という。）を有する場合には、当該被災純損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後5年度内の各年度分の個人の市民税に係る前条の規定の適用については、同条第8項中「純損失の金額（）」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額（次条第3項に規定する被災純損失金額をいう。次項において同じ。）以外のもの（）」と、同条第9項中「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額以外のもの」と、「で政令に定めるもの」とあるのは「で政令に定めるもの及び当該納税義務者の前年前5年内において生じた被災純損失金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）」とする。
- 4 所得割の納税義務者が法第314条第5項に規定する特定雑損失金額（以下「特定雑損失金額」という。）を有する場合には、当該特定雑損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後5年度内の各年度分の個人の市民税に係る前条の規定の適用については、同条第9項中「金額をいい、」とあるのは「金額をいう。」で特定雑損失金額（次条第4項に規定する特定雑損失金額をいう。以下この項において同じ。）以外のもの（）」と、「同条第1項」とあるのは「第16条の3第1項」と、「除く。）は」とあるのは「除く。）及び当該納税義務者の前年前5年内におい

て生じた特定雑損失金額（この項又は同条第1項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は」とする。

（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）

第16条の2の2 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第4条第1項第1号に規定する居住用財産の譲渡損失の金額（以下この項及び次項において「居住用財産の譲渡損失の金額」という。）がある場合には、当該居住用財産の譲渡損失の金額については、第16条の9第1項後段及び第3項第1号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前3年内の年において生じた当該居住用財産の譲渡損失の金額以外の居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

2 所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた法附則第4条第1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。）は、当該納税義務者が前年12月31日において当該通算後譲渡損失の金額に係る買換資産（同条第1項第1号に規定する買換資産をいう。第5項及び第6項において同じ。）に係る同条第1項第3号に規定する住宅借入金等（第5項において「住宅借入金等」という。）の金額を有する場合において、居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について同条第9項の申告書を提出した場合であつて、その後の年度分の市民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第18条第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第4項第1号の規定により読み替えて適用される同条第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出しているときに限り、第16条の9第1項後段の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る各年度分の市民税に係る同項に規定する長期譲渡所得の金額、第16条の12第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が30,000,000円を超える年度分の所得割については、この限りでない。

3 所得割の納税義務者の前年前3年間に於いて生じた第16条第8項に規定する純損失の金額（以下この項において「純損失の金額」という。）のうち特定純損失の金額（法附則第4条第1項第1号に規定する適用期間内に行つた同号に規定する譲渡資産の同号に規定する特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額に係る純損失の金額として政令の定めるところにより

計算した金額をいう。)がある場合における第16条第8項の規定の適用については、同項中「控除されたもの」とあるのは、「控除されたもの及び第16条の2の2第3項に規定する特定純損失の金額」とする。

4 第2項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第18条第4項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は第16条の2の2第2項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「3月15日までに同項の申告書」とあるのは「3月15日までに、第1項の申告書又は総務省令の定めるところにより同条第2項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項その他の政令に定める事項を記載した市民税に関する申告書」とする。

(2) 第18条の2の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書(」とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第41条の5第12項第3号の規定により読み替えて適用される所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。)」と、「前条第1項から第4項まで」とあるのは「前条第1項から第3項まで又は第16条の2の2第4項第1号の規定により読み替えて適用される前条第4項」と、同条第2項中「同条第1項から第4項まで」とあるのは「同条第1項から第3項まで又は第16条の2の2第4項第1号の規定により読み替えて適用される前条第4項」とする。

5 第1項の規定の適用を受けた者は、取得期限(法附則第4条第1項第1号に規定する取得期限をいう。以下この項において同じ。)までに買換資産の取得をしない場合、買換資産の取得をした日の属する年の12月31日において当該買換資産に係る住宅借入金等の金額を有しない場合又は買換資産の取得をした日の属する年の翌年12月31日までに当該買換資産をその者の居住の用に供しない場合には、取得期限又は同日から4月を経過する日までに、総務省令の定めるところにより、その旨を市長に申告しなければならない。

6 第2項の規定の適用を受けた者は、当該適用に係る買換資産の取得をした日の属する年の翌年12月31日までに、当該買換資産をその者の居住の用に供しない場合には、同日から4月を経過する日までに、総務省令の定めるところにより、その旨を市長に申告しなければならない。

(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第16条の2の3 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第4条の2第1項第1号に規定する特定居住用財産の譲渡損失の金額(以下この項及び次項において「特定居住用財産の譲渡損失の金額」という。)がある場合には、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額については、第16条の9第1項後段及び第3項第1号の規定

は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前3年内の年において生じた当該特定居住用財産の譲渡損失の金額以外の特定居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

2 所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた法附則第4条の2第1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。）は、特定居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について同条第9項の申告書を提出した場合であつて、その後の年度分の市民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第18条第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第4項第1号の規定により読み替えて適用される同条第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出しているときに限り、第16条の9第1項後段の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る各年度分の市民税に係る同項に規定する長期譲渡所得の金額、第16条の12第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が30,000,000円を超える年度分の所得割については、この限りでない。

3 所得割の納税義務者の前年前3年間に於いて生じた第16条第8項に規定する純損失の金額（以下この項において「純損失の金額」という。）のうち特定純損失の金額（法附則第4条の2第1項第1号に規定する適用期間内に行つた同号に規定する譲渡資産の同号に規定する特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額に係る純損失の金額として政令の定めるところにより計算した金額をいう。）がある場合における第16条第8項の規定の適用については、同項中「控除されたもの」とあるのは、「控除されたもの及び第16条の2の3第3項に規定する特定純損失の金額」とする。

4 第2項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第18条第4項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は第16条の2の3第2項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「3月15日までに同項の申告書」とあるのは「3月15日までに、第1項の申告書又は総務省令の定めるところにより同条第2項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項その他の政令に定める事項を記載した市民税に関する申告書」とする。

(2) 第18条の2の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（）」とあるのは「確定申

告書（租税特別措置法第41条の5の2第12項第3号の規定により読み替えて適用される所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。」と、「前条第1項から第4項まで」とあるのは「前条第1項から第3項まで又は第16条の2の3第4項第1号の規定により読み替えて適用される前条第4項」と、同条第2項中「同条第1項から第4項まで」とあるのは「同条第1項から第3項まで又は第16条の2の3第4項第1号の規定により読み替えて適用される前条第4項」とする。

（所得控除）

第16条の3 所得割の納税義務者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

（1） 前年中に災害又は盗難若しくは横領により自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族で政令に定めるものの有する資産（法第313条第10項に規定する資産を除く。）について損失を受け、当該損失の金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。以下この号において「損失の金額」という。）の合計額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を超える所得割の納税義務者

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を超える場合におけるその超える金額（以下「雑損控除額」という。）

ア 損失の金額に含まれる災害関連支出の金額（損失の金額のうち災害に直接関連して支出をした金額として政令に定める金額をいう。以下この号において同じ。）が50,000円以下である場合（災害関連支出の金額がない場合を含む。）

当該納税義務者の前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の10分の1に相当する金額

イ 損失の金額に含まれる災害関連支出の金額が50,000円を超える場合

損失の金額の合計額から災害関連支出の金額のうち50,000円を超える部分の金額を控除した金額とアに定める金額とのいずれか低い金額

ウ 損失の金額が全て災害関連支出の金額である場合

50,000円とアに定める金額とのいずれか低い金額

（2） 前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費を支払い、その支払った医療費の金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。）の合計額が、前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の

100分の5に相当する金額（その金額が100,000円を超える場合には、100,000円）を超える所得割の納税義務者 その超える金額（その金額が2,000,000円を超える場合には、2,000,000円）（以下「医療費控除額」という。）

(3) 前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料（所得税法第74条第2項に規定する社会保険料（租税特別措置法第41条の7第2項において社会保険料とみなされる金銭の額を含む。）をいう。）を支払った、又は給与から控除される所得割の納税義務者 その支払った、又は給与から控除される金額（以下「社会保険料控除額」という。）

(4) 前年中に次に掲げる掛金を支払った所得割の納税義務者 その支払った金額の合計額（以下「小規模企業共済等掛金控除額」という。）

ア 小規模企業共済法（昭和40年法律第102号）第2条第2項に規定する共済契約（政令に定めるものを除く。）に基づく掛金

イ 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第3条第3項第7号の2に規定する企業型年金加入者掛金又は同法第55条第2項第4号に規定する個人型年金加入者掛金

ウ 地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に関して実施する共済制度で政令に定めるものに係る契約に基づく掛金

(5) 前年中にアに規定する新生命保険料若しくは旧生命保険料、イに規定する介護医療保険料又はウに規定する新個人年金保険料若しくは旧個人年金保険料を支払った所得割の納税義務者 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める金額の合計額（当該合計額が70,000円を超える場合には、70,000円）（以下「生命保険料控除額」という。）

ア 新生命保険料（法第314条の2第1項第5号イに規定する新生命保険料をいう。以下この号において同じ。）又は旧生命保険料（同項第5号イに規定する旧生命保険料をいう。以下この号において同じ。）を支払った場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 新生命保険料を支払った場合（(ウ)に掲げる場合を除く。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 前年中に支払った新生命保険料の金額の合計額（同年中において法第314条の2第1項第5号イ(1)(i)に規定する剰余金又は割戻金の額がある場合には、当該額を控除した残額。以下(ア)及び(ウ)aにおいて同じ。）が12,000円以下である場合 当該合計額

b 前年中に支払った新生命保険料の金額の合計額が12,000円を超え32,000円以下である

- 場合 12,000円と当該合計額から12,000円を控除した金額の2分の1に相当する金額との合計額
- c 前年中に支払った新生命保険料の金額の合計額が32,000円を超え56,000円以下である場合 22,000円と当該合計額から32,000円を控除した金額の4分の1に相当する金額との合計額
- d 前年中に支払った新生命保険料の金額の合計額が56,000円を超える場合 28,000円
- (イ) 旧生命保険料を支払った場合 ((ウ)に掲げる場合を除く。) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- a 前年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額(同年中において法第314条の2第1項第5号イ(2)(i)に規定する剰余金又は割戻金の額がある場合には、当該額を控除した残額。以下(イ)及び(ウ)bにおいて同じ。)が15,000円以下である場合 当該合計額
- b 前年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額が15,000円を超え40,000円以下である場合 15,000円と当該合計額から15,000円を控除した金額の2分の1に相当する金額との合計額
- c 前年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額が40,000円を超え70,000円以下である場合 27,500円と当該合計額から40,000円を控除した金額の4分の1に相当する金額との合計額
- d 前年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額が70,000円を超える場合 35,000円
- (ウ) 新生命保険料及び旧生命保険料を支払った場合 その支払った次に掲げる保険料の区分に応じ、それぞれ次に定める金額の合計額(当該合計額が28,000円を超える場合には、28,000円)
- a 新生命保険料 前年中に支払った新生命保険料の金額の合計額の(ア)aからdまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(ア)aからdまでに定める金額
- b 旧生命保険料 前年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額の(イ)aからdまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(イ)aからdまでに定める金額
- イ 介護医療保険料(法第314条の2第1項第5号ロに規定する介護医療保険料をいう。以下この号において同じ。)を支払った場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (ア) 前年中に支払った介護医療保険料の金額の合計額(同年中において法第314条の2第1項第5号ロ(1)に規定する剰余金又は割戻金の額がある場合には、当該額を控除した残額。

以下イにおいて同じ。) が12,000円以下である場合 当該合計額

(イ) 前年中に支払った介護医療保険料の金額の合計額が12,000円を超え32,000円以下である場合 12,000円と当該合計額から12,000円を控除した金額の2分の1に相当する金額との合計額

(ウ) 前年中に支払った介護医療保険料の金額の合計額が32,000円を超え56,000円以下である場合 22,000円と当該合計額から32,000円を控除した金額の4分の1に相当する金額との合計額

(エ) 前年中に支払った介護医療保険料の金額の合計額が56,000円を超える場合 28,000円

ウ 新個人年金保険料(法第314条の2第1項第5号ハに規定する新個人年金保険料をいう。以下この号において同じ。)又は旧個人年金保険料(同項第5号ハに規定する旧個人年金保険料をいう。以下この号において同じ。)を支払った場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 新個人年金保険料を支払った場合 ((ウ)に掲げる場合を除く。) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 前年中に支払った新個人年金保険料の金額の合計額(同年中において法第314条の2第1項第5号ハ(1)(i)に規定する剰余金又は割戻金の額がある場合には、当該額を控除した残額。以下(ア)及び(ウ)aにおいて同じ。)が12,000円以下である場合 当該合計額

b 前年中に支払った新個人年金保険料の金額の合計額が12,000円を超え32,000円以下である場合 12,000円と当該合計額から12,000円を控除した金額の2分の1に相当する金額との合計額

c 前年中に支払った新個人年金保険料の金額の合計額が32,000円を超え56,000円以下である場合 22,000円と当該合計額から32,000円を控除した金額の4分の1に相当する金額との合計額

d 前年中に支払った新個人年金保険料の金額の合計額が56,000円を超える場合 28,000円

(イ) 旧個人年金保険料を支払った場合 ((ウ)に掲げる場合を除く。) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 前年中に支払った旧個人年金保険料の金額の合計額(同年中において法第314条の2第1項第5号ハ(2)(i)に規定する剰余金又は割戻金の額がある場合には、当該額を控

除した残額。以下(イ)及び(ウ) bにおいて同じ。) が15,000円以下である場合 当該合計額

b 前年中に支払った旧個人年金保険料の金額の合計額が15,000円を超え40,000円以下である場合 15,000円と当該合計額から15,000円を控除した金額の2分の1に相当する金額との合計額

c 前年中に支払った旧個人年金保険料の金額の合計額が40,000円を超え70,000円以下である場合 27,500円と当該合計額から40,000円を控除した金額の4分の1に相当する金額との合計額

d 前年中に支払った旧個人年金保険料の金額の合計額が70,000円を超える場合 35,000円

(ウ) 新個人年金保険料及び旧個人年金保険料を支払った場合 その支払った次に掲げる保険料の区分に応じ、それぞれ次に定める金額の合計額（当該合計額が28,000円を超える場合には、28,000円）

a 新個人年金保険料 前年中に支払った新個人年金保険料の金額の合計額の(ア) aからdまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(ア) aからdまでに定める金額

b 旧個人年金保険料 前年中に支払った旧個人年金保険料の金額の合計額の(イ) aからdまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(イ) aからdまでに定める金額

(5の2) 削除

(5の3) 前年中に、自己若しくは自己と生計を一にする配偶者その他の親族の有する家屋で常時その居住の用に供するもの又はこれらの者の有する所得税法第9条第1項第9号に規定する資産を保険又は共済の目的とし、かつ、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失による損害（以下この号において「地震等損害」という。）によりこれらの資産について生じた損失の額を填補する保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等（法第314条の2第7項第6号に定める契約をいう。以下この号において同じ。）に係る地震等損害部分の保険料又は掛金（政令に定めるものを除く。以下この号において「地震保険料」という。）を支払った所得割の納税義務者 前年中に支払った地震保険料の金額の合計額（同年中において損害保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は損害保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもって地震保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（地震保険料に係る部分の金額に限る。）を控除した残額）の2分の1に相当する金額（その金額が25,000円を超え

る場合には、25,000円) (以下「地震保険料控除額」という。)

(6) 障害者である所得割の納税義務者又は障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する所得割の納税義務者 各障害者につき260,000円(その者が特別障害者(障害者のうち、精神又は身体に重度の障害がある者で政令に定めるものをいう。以下同じ。))である場合には、300,000円) (以下「障害者控除額」という。)

(7) 削除

(8) 寡婦である所得割の納税義務者 260,000円(以下「寡婦控除額」という。)

(8の2) ひとり親である所得割の納税義務者 300,000円(以下「ひとり親控除額」という。)

(9) 勤労学生である所得割の納税義務者 260,000円(以下「勤労学生控除額」という。)

(10) 控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(以下「配偶者控除額」という。)

ア 当該納税義務者の前年の合計所得金額が9,000,000円以下である場合 330,000円(当該控除対象配偶者が老人控除対象配偶者(控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の者をいう。以下この号において同じ。))である場合には、380,000円)

イ 当該納税義務者の前年の合計所得金額が9,000,000円を超え9,500,000円以下である場合 220,000円(当該控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、260,000円)

ウ 当該納税義務者の前年の合計所得金額が9,500,000円を超え10,000,000円以下である場合 110,000円(当該控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、130,000円)

(10の2) 自己と生計を一にする配偶者で控除対象配偶者に該当しないもの(第16条第3項に規定する青色事業専従者に該当する者で同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当する者並びに所得割の納税義務者として前号又はこの号の規定の適用を受ける者を除くものとし、前年の合計所得金額が1,330,000円以下である者に限る。)を有する所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が10,000,000円以下である者に限る。) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(以下「配偶者特別控除額」という。)

ア 当該納税義務者の前年の合計所得金額が9,000,000円以下である場合 次に掲げる当該配偶者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 前年の合計所得金額が1,000,000円以下である当該配偶者 330,000円

(イ) 前年の合計所得金額が1,000,000円を超え1,300,000円以下である当該配偶者 380,000円から当該配偶者の前年の合計所得金額のうち930,001円を超える部分の金額(当該超える部分の金額が50,000円の整数倍の金額から30,000円を控除した金額でないときは、

50,000円の整数倍の金額から30,000円を控除した金額で当該超える部分の金額に満たないもののうち最も多い金額とする。)を控除した金額

(ウ) 前年の合計所得金額が1,300,000円を超える当該配偶者 30,000円

イ 当該納税義務者の前年の合計所得金額が9,000,000円を超え9,500,000円以下である場合
ア(ア)から(ウ)までに掲げる当該配偶者の区分に応じそれぞれア(ア)から(ウ)までに定める金額の3分の2に相当する金額(当該金額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り上げた金額)

ウ 当該納税義務者の前年の合計所得金額が9,500,000円を超え10,000,000円以下である場合
ア(ア)から(ウ)までに掲げる当該配偶者の区分に応じそれぞれア(ア)から(ウ)までに定める金額の3分の1に相当する金額(当該金額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り上げた金額)

(11) 控除対象扶養親族(扶養親族のうち、次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める者をいう。以下同じ。)を有する所得割の納税義務者 各控除対象扶養親族につき330,000円(その者が特定扶養親族(控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の者をいう。)である場合には450,000円、その者が老人扶養親族(控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の者をいう。以下同じ。)である場合には380,000円)(以下「扶養控除額」という。)

ア 所得税法第2条第1項第3号に規定する居住者 年齢16歳以上の者

イ 所得税法第2条第1項第5号に規定する非居住者 年齢16歳以上30歳未満の者及び年齢70歳以上の者並びに年齢30歳以上70歳未満の者であつて次に掲げる者のいずれかに該当するもの

(ア) 留学により法の施行地に住所及び居所を有しなくなつた者

(イ) 障害者

(ウ) 当該納税義務者から前年において生活費又は教育費に充てるための支払を380,000円以上受けている者

2 前年の合計所得金額が25,000,000円以下である所得割の納税義務者については、その者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

(1) 当該納税義務者の前年の合計所得金額が24,000,000円以下である場合 430,000円

(2) 当該納税義務者の前年の合計所得金額が24,000,000円を超え24,500,000円以下である場合 290,000円

(3) 当該納税義務者の前年の合計所得金額が24,500,000円を超え25,000,000円以下である場合
150,000円

- 3 所得割の納税義務者の有する同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者で、かつ、当該納税義務者又は当該納税義務者の配偶者若しくは当該納税義務者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている者である場合には、当該特別障害者に係る障害者控除額は、530,000円とする。
- 4 所得割の納税義務者の有する老人扶養親族が当該納税義務者又は当該納税義務者の配偶者の直系尊属で、かつ、当該納税義務者又は当該配偶者のいずれかとの同居を常況としている者である場合には、当該老人扶養親族に係る扶養控除額は、450,000円とする。
- 5 租税特別措置法第4条の4第1項に規定する勤労者財産形成貯蓄保険契約等に係る生命保険若しくは損害保険の保険料又は生命共済の共済掛金については、第1項第5号及び第5号の3の規定は、適用しない。

(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)

第16条の3の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた前条第1項第1号に規定する損失の金額として、第16条第9項（第16条の2第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前条第1項の規定を適用することができる。この場合において、これらの規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の個人の市民税に関する規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

- 2 前項前段の場合において、前条第1項の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち前項の規定の適用を受けた者と生計を一にする政令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の個人の市民税に関する規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。
- 3 第1項の規定は、令和6年度分の第18条第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限

後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第18条の2第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第16条の3の3 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費(法附則第4条の5第1項に規定する特定一般用医薬品等購入費をいう。)を支払った場合であつて、当該所得割の納税義務者が前年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として政令に定める取組を行つているときにおける第16条の3第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定による控除については、その者の選択により、同号中「前年中」とあるのは「前年(平成29年から令和8年までの各年に限る。)中」と、「医療費を」とあるのは「特定一般用医薬品等購入費(法附則第4条の5第1項に規定する特定一般用医薬品等購入費をいう。)を」と、「医療費の」とあるのは「特定一般用医薬品等購入費の」と、「前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の5に相当する金額(その金額が100,000円を超える場合には、100,000円)」とあるのは「12,000円」と、「2,000,000円」とあるのは「88,000円」として、同項(同号に係る部分に限る。)の規定を適用することができる。

(所得割の税率)

第16条の4 所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、100分の6を乗じて得た金額とする。

2 前項の「課税総所得金額」、「課税退職所得金額」又は「課税山林所得金額」とは、それぞれ第16条の3の規定による控除後の前年の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額をいう。

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第16条の4の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、政令附則第3条の2の3に定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の

金額に係る市民税の所得割を課する。

(法人税割の税率)

第16条の5 法人税割の税率は、100分の8.4とする。

2 法人税割の税率は、法第321条の8第1項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における税率による。

(法人税割の課税の特例)

第16条の6 資本金の額若しくは出資金の額が1億5千万円以下である法人若しくは資本金の額若しくは出資金の額を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)又は人格のない社団等(これらの法人又は人格のない社団等のうち、法人税法第4条の3に規定する受託法人であるものを除く。)については、課税標準額に100分の2.4を乗じて得た額を当該法人の法人税割額の計算上控除する。

2 前項の規定を適用する場合において、資本金の額又は出資金の額が1億5千万円以下であるかどうかの判定は、法第321条の8第1項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在による。

(調整控除)

第16条の7 前年の合計所得金額が25,000,000円以下である所得割の納税義務者については、その者の第16条の4の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

(1) 当該納税義務者の第16条の4第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下この条において「合計課税所得金額」という。)が2,000,000円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額

ア 50,000円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 当該納税義務者の合計課税所得金額

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が2,000,000円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額(当該金額が50,000円を下回る場合には、50,000円とする。)の100分の3に相当する金額

ア 50,000円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 当該納税義務者の合計課税所得金額から2,000,000円を控除した金額

(寄附金税額控除)

第16条の7の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金（市内に事務所又は事業所を有する法人に対するものに限る。）若しくは金銭を支出し、当該寄附金又は金銭の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額（当該納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金（同条第2項に規定する特例控除対象寄附金をいう。以下同じ。）を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合には、当該100分の6に相当する金額に同条第11項及び法附則第5条の5第2項（これらの規定を法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による特例控除額を加算した金額）を当該納税義務者の第16条の4及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

- (1) 所得税法第78条第2項第2号の規定により財務大臣が指定した寄附金
- (2) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条各号に掲げる法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなもの及び法第314条の7第1項第2号に該当するものを除くものとし、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (3) 特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人が行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）
- (4) 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭であつて、その信託終了の場合において、その信託財産が本市に帰属するもの

2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について法附則第7条第12項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合には、法附則第7条の2第5項に規定する申告特例控除額を当該納税義務者の前項（法附則第5条の5第2項及び法附則第5条の6第2項の規定の適用に係る部分を除く。）の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

3 所得割の納税義務者が、令和2年2月1日から令和3年12月31日までの間に法附則第60条第3項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄をした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に当該放棄をした部分の価額に相当する額の第1項各号に掲げる寄

附金又は金銭を支出したものとみなして、同項の規定を適用する。

(配当控除)

第16条の8 所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうち、配当所得（剰余金の配当（所得税法第92条第1項に規定する剰余金の配当をいう。以下この項において同じ。））、利益の配当（同条第1項に規定する利益の配当をいう。以下この項において同じ。））、剰余金の分配（同条第1項に規定する剰余金の分配をいう。以下この項において同じ。））、金銭の分配（同条第1項に規定する金銭の分配をいう。以下この項において同じ。））又は証券投資信託（同法第2条第1項第13号に規定する証券投資信託をいう。以下この項において同じ。）の収益の分配（同法第9条第1項第11号に掲げるものを含まない。以下この項において同じ。）に係る同法第24条に規定する配当所得（国内に主たる事務所又は事業所を有する法人から受けるこれらの金額に係るものに限るものとし、租税特別措置法第9条第1項各号に掲げる配当等に係るものを除く。）をいう。以下この項において同じ。）があるときは、次に掲げる金額の合計額をその者の第16条の4及び第16条の7の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(1) 剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、金銭の分配又は特定株式投資信託（租税特別措置法第3条の2に規定する特定株式投資信託をいう。以下この項において同じ。）の収益の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の100分の1.6（課税総所得金額から特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が10,000,000円を超える場合には、当該剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、金銭の分配又は特定株式投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうち、その超える金額に相当する金額（当該配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該配当所得の金額）については、100分の0.8）に相当する金額

(2) 特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当所得（租税特別措置法第9条第4項に規定する一般外貨建等証券投資信託の収益の分配（以下この項において「一般外貨建等証券投資信託の収益の分配」という。）に係るものを除く。以下この号において「証券投資信託に係る配当所得」という。）については、当該証券投資信託に係る配当所得の金額の100分の0.8（課税総所得金額から一般外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が10,000,000円を超える場合には、当該証券投資信託に係る配当所得の金額のうち、その超える金額に相当する金額（当該証券投資信託に係る配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該証券投資信託に係る配当所得の金額）については、100分の0.4）に相当する金額

(3) 一般外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の100分の0.4（課税総所得金額が10,000,000円を超える場合には、当該配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額（当該配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該配当所得の金額）については、100分の0.2）に相当する金額

2 前項の規定の適用がある場合における次条第1項の規定の適用については、同項中「及び第16条の7の2」とあるのは、「、第16条の7の2及び前条第1項」とする。

（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

第16条の8の2 所得割の納税義務者が、第16条第12項の確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第14項の確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、その者の第16条の4、第16条の7及び第16条の7の2並びに法第314条の8の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、政令の定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の府民税、市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。

3 法第37条の4の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、その控除することができなかつた金額を第1項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額とみなして、前項の規定を適用する。

（住宅借入金等特別税額控除）

第16条の8の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（法附則第5条の4第1項に規定する居住年が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第16条の4及び第16条の7の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における前条第1項の規定の適用については、同項中「及び第16条の7の2」とあるのは、「、第16条の7の2及び次条第1項」とする。

第16条の8の4 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（法附則第5条の4第1項に規定する居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第16条の4及び第16条の7の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第16条の8の2第1項の規定の適用については、同項中「及び第16条の7の2」とあるのは、「、第16条の7の2及び第16条の8の4第1項」とする。

第16条の8の5 削除

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第16条の8の6 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等（以下この項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得については、第16条第1項及び第2項並びに第16条の4の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として政令の定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得等の金額（上場株式等に係る配当所得等の金額（第3項第3号の規定により読み替えて適用される第16条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、第16条の8第1項の規定は、適用しない。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、所得割の納税義務者が前年分の所得税について当該特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1） 所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第69条の規定の適用については、租税特別措置法第8条の4第3項第2号の規定により適用されるところによる。

- (2) 第14条の2第3項及び第4項の規定の適用については、同条第3項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに第16条の8の6第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同条第4項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに第16条の8の6第1項の規定による所得割の額」とする。
- (3) 第16条第9項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び第16条の3の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、第16条の8の6第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。
- (4) 第16条の7、第16条の7の2第1項、第16条の8第1項、第16条の8の2第1項、第16条の8の3第1項及び第16条の8の4第1項の規定の適用については、第16条の7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び第16条の8の6第1項の規定による所得割の額」と、第16条の7の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに第16条の8の6第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同項前段、第16条の8第1項、第16条の8の2第1項、第16条の8の3第1項及び第16条の8の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに第16条の8の6第1項の規定による所得割の額」と、第16条の7の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び第16条の8の6第1項の規定による所得割の額の合計額」と、第16条の8第1項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び第16条の8の6第1項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得（同条第2項に規定する特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項の規定により同条第1項の規定の適用を受けようとするものに限る。）」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び第16条の8の6第1項に規定する上場株式等に係る課税配当所得等の金額の合計額」とする。
- (5) 第17条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は第16条の8の6第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同条第1号中「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。
- (6) 第18条第1項第1号の規定の適用については、同号中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。
- （土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例）

第16条の8の7 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第28条の4第1項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得及び雑所得については、第16条第1

項及び第2項並びに第16条の4の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の土地等に係る事業所得等の金額（法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額をいう。以下この項において同じ。）に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する所得割を課する。

(1) 土地等に係る事業所得等の金額（第3項第3号の規定により読み替えて適用される第16条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次号において「土地等に係る課税事業所得等の金額」という。）の100分の7.2に相当する金額

(2) 土地等に係る課税事業所得等の金額と当該年度分の課税総所得金額との合計額を当該年度分の課税総所得金額とみなして計算した場合の所得割の額から、当該年度分の課税総所得金額に係る所得割の額を控除した金額の100分の110に相当する金額

2 前項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等（租税特別措置法第28条の4第1項に規定する土地の譲渡等をいう。以下この項において同じ。）が同条第3項各号に掲げる譲渡に該当することにつき総務省令の定めるところにより証明がされたもの又はその基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から令和8年3月31日までの間に行われたものについては、適用しない。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第69条の規定の適用については、租税特別措置法第28条の4第5項第2号の規定により適用されるところによる。

(2) 第14条の2第3項及び第4項の規定の適用については、同条第3項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに第16条の8の7第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同条第4項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに第16条の8の7第1項の規定による所得割の額」とする。

(3) 第16条第8項及び第9項並びに第16条の3の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、第16条の8の7第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(4) 第16条の7、第16条の7の2第1項、第16条の8第1項、第16条の8の2第1項、第16条の8の3第1項及び第16条の8の4第1項の規定の適用については、第16条の7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び第16条の8の7第1項の規定による所得割の額」と、第16条の7の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに第16条の8の7第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段、第16条の8第1項、第16条の8の2

第1項、第16条の8の3第1項及び第16条の8の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに第16条の8の7第1項の規定による所得割の額」と、第16条の7の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び第16条の8の7第1項の規定による所得割の額の合計額」と、第16条の8第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び第16条の8の7第1項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額の合計額」とする。

(5) 第17条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は第16条の8の7第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同条第1号中「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第28条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(6) 第18条第1項第1号の規定の適用については、同号中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第16条の9 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第16条第1項及び第2項並びに第16条の4の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、この金額につき第3項第3号の規定により読み替えて適用される第16条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次条第1項及び第2項並びに第16条の11において「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。この場合において、長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、市民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 前項に規定する長期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第33条第3項の譲渡所得の金額(同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。)をいい、第16条の12第1項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額とする。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 所得割の課税標準の計算上その例によるものとされる所得税法第69条の規定の適用については、租税特別措置法第31条第3項第2号の規定により適用されるところによる。

(2) 第14条の2第3項及び第4項の規定の適用については、同条第3項中「山林所得金額」と

あるのは「山林所得金額並びに第16条の9第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同条第4項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに第16条の9第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(3) 第16条第9項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び第16条の3の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、第16条の9第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(4) 第16条の7、第16条の7の2第1項、第16条の8第1項、第16条の8の2第1項、第16条の8の3第1項及び第16条の8の4第1項の規定の適用については、第16条の7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び第16条の9第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第16条の7の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに第16条の9第1項に規定する長期譲渡所得金額」と、同項前段、第16条の8第1項、第16条の8の2第1項、第16条の8の3第1項及び第16条の8の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに第16条の9第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第16条の7の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び第16条の9第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第16条の8第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び第16条の9第1項に規定する課税長期譲渡所得金額の合計額」とする。

(5) 第17条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は第16条の9第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同条第1号中「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(6) 第18条第1項第1号の規定の適用については、同号中「又は山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額又は第16条の9第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第16条の10 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条、次条及び第16条の12第3項において同じ。）の譲渡（同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条、次条及び第16条の12第3項において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（同法第31条の2第2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき総務省令の定めるところにより証明がされたものをいう。第3項に

において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(第16条の11の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) 課税長期譲渡所得金額が20,000,000円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額

(2) 課税長期譲渡所得金額が20,000,000円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

ア 480,000円

イ 当該課税長期譲渡所得金額から20,000,000円を控除した金額の100分の3に相当する金額

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(その譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間(住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の政令に定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から政令に定める日までの期間。第4項において「予定期間」という。)内に租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき総務省令の定めるところにより証明がされたものをいう。以下この条において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割について準用する。

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、法附則第34条の2第6項に掲げる租税特別措置法の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

4 第2項の規定の適用を受けた譲渡の全部又は一部が、法附則第34条の2第9項に規定する事情により、予定期間内に確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当することが困難となつた場合で政令に定める場合において、当該予定期間の初日から当該予定期間末日後2年以内の日で政令に定める日までの間に確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当することが確実であると認められることにつき総務省令の定めるところにより証明がされたときは、予定期間は、当該初日から当該政令に定める日までの期間とする。

5 第2項の規定の適用を受けた譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなつたと

きは、当該譲渡は、第2項の規定にかかわらず、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

(居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第16条の11 所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条の3第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第16条の9第1項前段の規定により当該譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対し課する市民税の所得割の額は、同項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

- (1) 課税長期譲渡所得金額が60,000,000円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額
- (2) 課税長期譲渡所得金額が60,000,000円を超える場合 次に掲げる金額の合計額
 - ア 1,440,000円
 - イ 当該課税長期譲渡所得金額から60,000,000円を控除した金額の100分の3に相当する金額とする。

(短期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第16条の12 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第32条第1項に規定する譲渡所得(同条第2項に規定する譲渡による所得を含む。)を有する場合には、当該譲渡所得については、第16条第1項及び第2項並びに第16条の4の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、課税短期譲渡所得金額(短期譲渡所得の金額(法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、この金額につき第4項において準用する第16条の9第3項第3号の規定により読み替えて適用される第16条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の5.4に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。この場合において、短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、市民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 前項に規定する短期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第33条第3項の譲渡所得の金額(同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。)をいい、第16条の9第1項に規定する長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額とする。

3 第1項に規定する譲渡所得で、その基因となる土地等の譲渡が租税特別措置法第28条の4第3

項第1号から第3号までに掲げる譲渡に該当することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものに係る第1項の規定の適用については、同項中「100分の5.4」とあるのは、「100分の3」とする。

- 4 第16条の9第3項の規定は、第1項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第3項中「第31条第3項第2号」とあるのは「第32条第4項によつて準用される同法第31条第3項第2号」と、「第16条の9第1項」とあるのは「第16条の12第1項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「課税長期譲渡所得金額」とあるのは「課税短期譲渡所得金額」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替える。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の13 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第16条第1項及び第2項並びに第16条の4の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として政令の定めるところにより計算した金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（一般株式等に係る譲渡所得等の金額（次項第3号の規定により読み替えて適用される第16条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。この場合において、一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、市民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

- 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第69条の規定の適用については、租税特別措置法第37条の10第6項第4号の規定により適用されるところによる。
- (2) 第14条の2第3項及び第4項の規定の適用については、同条第3項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに第16条の13第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第4項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに第16条の13第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
- (3) 第16条第9項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び第16条の3の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、第16条の13第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (4) 第16条の7、第16条の7の2第1項、第16条の8第1項、第16条の8の2第1項、第16条

の8の3第1項及び第16条の8の4第1項の規定の適用については、第16条の7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び第16条の13第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第16条の7の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに第16条の13第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第16条の8第1項、第16条の8の2第1項、第16条の8の3第1項及び第16条の8の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに第16条の13第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第16条の7の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び第16条の13第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第16条の8第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び第16条の13第1項に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」とする。

(5) 第17条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は第16条の13第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第1号中「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(6) 第18条第1項第1号の規定の適用については、同号中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の13の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第16条第1項及び第2項並びに第16条の4の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として政令の定めるところにより計算した金額（当該所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第16条第14項の規定により同条第13項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定する。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項において準用する前条第2項第3号の規定により読み替えて適用される第16条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。この場合において、上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、市民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「第16条の13第1項」とあるのは「第16条の13の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と、「一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額」と読み替えるものとする。

(特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第16条の13の3 所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理株式等（以下この条において「特定管理株式等」という。）又は同項に規定する特定口座内公社債（以下この条において「特定口座内公社債」という。）が株式又は同法第37条の10第2項第7号に規定する公社債としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同法第37条の11の2第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式等又は特定口座内公社債の譲渡をしたことと、当該損失の金額として政令に定める金額は第16条の13の6第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条、前条及び第16条の13の6の規定その他の市民税に関する規定を適用する。

2 所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理口座（その者が2以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座。以下この項において「特定管理口座」という。）に係る同条第1項に規定する振替口座簿（次条第1項において「振替口座簿」という。）に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に保管の委託がされている特定管理株式等の譲渡（同法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいう。以下この項、次条、第16条の13の6及び第16条の14において同じ。）をした場合には、政令の定めるところにより、当該特定管理株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式等の譲渡以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等（次条において「株式等」という。）の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算する。

(特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る市民税の所得計算の特例)

第16条の13の4 所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号に規定する上場株式等保管委託契約に基づき、同項第1号に規定する特定口座（その者が2以上の特定口座を有する場合には、それぞれの特定口座。以下この条において「特定口座」という。）に

係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定口座に保管の委託がされている同法第37条の11の2第1項に規定する上場株式等（以下この項において「特定口座内保管上場株式等」という。）の譲渡をした場合には、政令の定めるところにより、当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定口座内保管上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算する。

2 信用取引等（租税特別措置法第37条の11の3第2項に規定する信用取引等をいう。以下この項において同じ。）を行う所得割の納税義務者が前年中に同条第3項第3号に規定する上場株式等信用取引等契約に基づき同条第2項に規定する上場株式等の信用取引等を特定口座において処理した場合には、政令の定めるところにより、当該特定口座において処理した同項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額と当該信用取引等に係る上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算する。

（源泉徴収選択口座内配当等に係る市民税の所得計算及び特別徴収等の特例）

第16条の13の5 所得割の納税義務者が支払を受ける租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（以下この条及び次条において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）については、政令の定めるところにより、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の利子等（所得税法第23条第1項に規定する利子等をいう。）及び配当等（所得税法第24条第1項に規定する配当等をいう。）に係る利子所得の金額及び配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算する。

（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）

第16条の13の6 所得割の納税義務者の平成29年度分以後の各年度分の上場株式等に係る譲渡損失の金額は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年分の所得税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した所得税法第2条第1項第37号の確定申告書（租税特別措置法第37条の12の2第9項（同法第37条の13の3第10項において準用する場合を含む。）において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。以下この条において「確定申告書」という。）を提出した場合（租税特別措置法第37条の12の2第1項の規定の適用がある場合に限る。）に限り、第16条の13の2第1項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の第16条の8の6第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額を限度として、当該上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。

- 2 前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該所得割の納税義務者が、法附則第35条の2の6第9項に規定する上場株式等の譲渡（第5項において「上場株式等の譲渡」という。）をしたことにより生じた損失の金額として政令の定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の市民税に係る第16条の13の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として政令の定めるところにより計算した金額をいう。
- 3 第1項の規定の適用がある場合における第16条の8の6第1項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（第16条の13の6第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」とする。
- 4 所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年分の所得税について確定申告書を提出した場合において、その後の年分の所得税について連続して確定申告書を提出しているとき（租税特別措置法第37条の12の2第5項の規定の適用があるときに限る。）に限り、第16条の13の2第1項後段の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、当該納税義務者の同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び第16条の8の6第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）を限度として、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。
- 5 前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該所得割の納税義務者が、上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額として政令の定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の市民税に係る第16条の13の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として政令の定めるところにより計算した金額（第1項の規定の適用を受けて控除されたものを除く。）をいう。
- 6 第4項の規定の適用がある場合における第16条の8の6第1項及び第16条の13の2第1項の規定の適用については、第16条の8の6第1項中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（第16条の13の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」と、第16条の13の2第1項中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（第16条の13の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、）」とする。

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例）

第16条の14 所得割の納税義務者（租税特別措置法第37条の13第1項に規定する特定中小会社の同項に規定する特定株式（以下この条において「特定株式」という。）を払込み（当該株式の発行に際してするものに限る。）により取得（同法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において同じ。）をしたもの（政令附則第18条の6第18項に規定する者を除く。）又は同法第37条の13の2第1項に規定する株式会社の同項に規定する設立特定株式を払込みにより取得をしたもの（政令附則第18条の6第19項に規定する要件を満たすものに限る。）に限る。以下この条において同じ。）について、同法第37条の13の3第1項に規定する適用期間内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同項各号に掲げる事実が発生したときは、同項各号に掲げる事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として政令に定める金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び第16条の13の規定その他の市民税に関する規定を適用する。

2 所得割の納税義務者の法附則第35条の3第16項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額（以下この条において「特定株式に係る譲渡損失の金額」という。）は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第18条第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第18条の2第1項の確定申告書を含む。）に当該特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項について記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、第16条の13第1項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の第16条の13の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

3 前項の規定の適用がある場合における第16条の13の2第1項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（第16条の14第2項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、）」とする。

4 所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた特定株式に係る譲渡損失の金額（第2項又はこの項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第18条第1項又は第3項の規定による申告書（第6項において準用する同条第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後におい

て市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)において、その後の年度分の市民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、第16条の13第1項後段の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、当該納税義務者の同項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び第16条の13の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(第2項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。)を限度として、当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

5 前項の規定の適用がある場合における第16条の13第1項及び第16条の13の2第1項の規定の適用については、第16条の13第1項中「計算した金額(」とあるのは「計算した金額(第16条の14第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。)」と、第16条の13の2第1項中「計算した金額(」とあるのは「計算した金額(第16条の14第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、)」とする。

6 第18条第4項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者(同条第2項の規定により同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)が、当該年度の翌年度以後の年度において第4項の規定の適用を受けようとする場合であつて、当該年度の市民税について同条第3項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第4項の規定により同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第4項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「第16条の14第2項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額」と、「3月15日までに同項の」とあるのは「3月15日までに、総務省令の定めるところにより同条第4項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項その他の政令に定める事項を記載した」と読み替えるものとする。

7 第4項の規定の適用がある場合における第18条の2の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書(」とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第37条の13の3第10項において準用する同法第37条の12の2第9項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。)」と、「前条第1項から第4項まで」とあるのは「前条第1項から第4項まで又は第16条の14第6項において準用する前条第4項」と、同条第2項中「同条第1項から第4項まで」とあるのは「同条第1項から第4項まで又は第16条の14第6項において準用する前条第4項」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の15 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第41条の14第1項に規定す

る事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第16条第1項及び第2項並びに第16条の4の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令の定めるところにより計算した金額（以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額（先物取引に係る雑所得等の金額（次項第3号の規定により読み替えて適用される第16条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。この場合において、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、市民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第69条の規定の適用については、租税特別措置法第41条の14第2項第3号の規定により適用されるところによる。
- (2) 第14条の2第3項及び第4項の規定の適用については、同条第3項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに第16条の15第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第4項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに第16条の15第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
- (3) 第16条第9項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び第16条の3の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、第16条の15第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。
- (4) 第16条の7、第16条の7の2第1項、第16条の8第1項、第16条の8の2第1項、第16条の8の3第1項及び第16条の8の4第1項の規定の適用については、第16条の7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び第16条の15第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第16条の7の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに第16条の15第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段、第16条の8第1項、第16条の8の2第1項、第16条の8の3第1項及び第16条の8の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに第16条の15第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第16条の7の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び第16条の15第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第16条の8第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び第16条の15第1項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額」とする。
- (5) 第17条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林

所得金額又は第16条の15第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第1号中「若しくは山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額若しくは租税特別措置法第41条の14第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(6) 第18条第1項第1号の規定の適用については、同号中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)

第16条の15の2 所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該先物取引の差金等決済に係る損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項を記載した第18条第1項又は第3項の規定による申告書（第4項において準用する同条第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。）において、その後の年度分の市民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、前条第1項後段の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、当該納税義務者の同項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を限度として、当該先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除する。

2 前項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額とは、当該所得割の納税義務者が、租税特別措置法第41条の14第1項に規定する先物取引の同項に規定する差金等決済をしたことにより生じた損失の金額として政令の定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該差金等決済をした年の末日の属する年度の翌年度の市民税に係る前条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として政令の定めるところにより計算した金額をいう。

3 第1項の規定の適用がある場合における前条第1項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（次条第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」とする。

4 第18条第4項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者（同条第2項の規定により同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において第1項の規定の適用を受けようとする場合であつて、当該年度の市民税について同条第3項の規定に

よる申告書を提出すべき場合及び同条第4項の規定により同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第4項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「第16条の15の2第2項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額」と、「3月15日までに同項の」とあるのは「3月15日までに、総務省令の定めるところにより同条第1項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項その他の政令に定める事項を記載した」と読み替えるものとする。

- 5 第1項の規定の適用がある場合における第18条の2の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（）」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第41条の15第5項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）」と、「前条第1項から第4項まで」とあるのは「前条第1項から第4項まで又は第16条の15の2第4項において準用する前条第4項」と、同条第2項中「同条第1項から第4項まで」とあるのは「同条第1項から第4項まで又は第16条の15の2第4項において準用する前条第4項」とする。

（保険料に係る個人の市民税の課税の特例）

第16条の16 所得割の納税義務者が支払った又は控除される保険料（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第5条の2第1項に規定する保険料をいう。）については、第16条の3第1項第3号に規定する社会保険料とみなして、市民税に関する規定を適用する。

- 2 第18条第3項の規定は、前項の納税義務者（同条第1項又は第2項の規定によつて同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が前項の規定により適用される市民税に関する規定により社会保険料控除額の控除を受けようとする場合について準用する。この場合において、同条第3項中「若しくは医療費控除額」とあるのは、「、医療費控除額若しくは社会保険料控除額」と読み替える。

（所得の計算）

第17条 所得割を課する場合においては、次の各号に定めるところによつてその者の第16条第1項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を算定する。

- (1) その者が所得税に係る申告書を提出し、又は政府が総所得金額、退職所得金額若しくは山林所得金額を更正し、若しくは決定した場合には、当該申告書に記載され、又は当該更正し、若しくは決定した金額を基準として算定する。
- (2) 前号の申告書に記載され、又は当該更正し、若しくは決定した金額が過少であると認められる場合においては、調査し、その調査に基づいて算定する。

(3) その者が第1号の申告書を提出せず、かつ、政府が同号の決定をしない場合においては調査し、その調査に基づいて算定する。

(市民税の申告等)

第18条 第14条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（政令に定めるものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは第16条の3第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、第16条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第16条の7の2第1項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。）及び第14条の2第2項に規定する者については、この限りでない。

- (1) 前年の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額
- (2) 青色専従者給与額（所得税法第57条第1項の規定による計算の例により算定した同項の必要経費に算入される金額をいう。）又は事業専従者控除額に関する事項
- (3) 純損失の金額の控除に関する事項（第16条第8項に規定するものに限る。）
- (4) 純損失又は雑損失の金額の控除に関する事項（第16条第9項に規定するものに限る。）
- (5) 雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額の控除に関する事項
- (6) 寄附金税額控除額の控除に関する事項
- (7) 扶養親族に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市民税の賦課徴収について必要な事項

2 市長は、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書が1月31日までに提出されなかつた場合において、市民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、当該納税義務者を指定し、その

者に前項の申告書を市長の指定する期限までに提出させることができる。

- 3 給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者（前2項の規定により申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、第16条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、これらの控除に関する事項を記載した申告書を3月15日までに市長に提出しなければならない。
- 4 第1項ただし書に規定する者（第2項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに同項の申告書を市長に提出することができる。
- 5 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第14条第1項第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させ、及び第14条第1項第2号に掲げる者に賦課期日現在において有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。
- 6 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第14条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなつた者に、その該当することとなつた日から2月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、その該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。

第18条の2 第14条第1項第1号の者が前年分の所得税につき所得税法第2条第1項第37号の確定申告書（以下この条において「確定申告書」という。）を提出した場合には、この章の規定の適用については、当該確定申告書が提出された日に前条第1項から第4項までの規定による申告書が提出されたものとみなす。ただし、同日前に当該申告書が提出された場合は、この限りでない。

- 2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（総務省令に定める事項を除く。）のうち前条第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項（総務省令に定める事項を除く。）は、同条第1項から第4項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。
- 3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、総務省令で定めるところにより、市民税の賦課徴収につき必要な事項を付記しなければならない。

(市民税に係る不申告に関する過料)

第18条の3 市民税の納税義務者が第18条第1項、第2項、第5項若しくは第6項又は第22条の13の規定によつて申告すべき事項について正当な理由がなく申告をしなかつた場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

(法第320条の市民税の納期)

第19条 普通徴収の方法によつて徴収する個人の市民税の納期は、次のとおりとする。

第1期 6月16日から6月30日まで

第2期 8月16日から8月31日まで

第3期 10月16日から10月31日まで

第4期 12月16日から12月28日まで

2 均等割額に相当する金額以下のものにあつては、前項の規定にかかわらず、6月16日から6月30日までとする。

(法人の市民税の申告納付の手續)

第20条 法第321条の8の規定により市民税額を申告納付すべき義務がある者は、法人税法の規定による申告書提出期限までに総務省令に定める様式により市長に申告し、及び申告した税金を納付しなければならない。

第21条 削除

(市民税の減免)

第22条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者で、市民税の全額を負担することが困難であると認めるものに対し、当該各号に定めるところにより市民税を減免する。

- (1) 賦課期日現在又は賦課期日の翌日以後において生活保護法の規定による扶助を受ける者扶助を受けることとなつた日以後の納期に係る市民税を免除する。
- (2) 所得税法第2条第1項第32号に規定する勤労学生 当該年度分の市民税を免除する。
- (3) 失業者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第10条に規定する失業等給付を受給する資格のある者及びこれに準ずる者をいう。)であつて、前年の合計所得金額に対する当該年中の合計所得金額の見込額の割合が2分の1以下であるもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより減免する。

ア 前年の合計所得金額が1,000,000円(控除対象配偶者又は扶養親族(以下この号において「控除対象配偶者等」という。))を有する者にあつては、350,000円にその者の控除対象配偶者等の数を乗じて得た金額を1,000,000円に加算した金額。以下この号において同じ。)以下の場

合 当該年度分の市民税を免除する。

イ 前年の合計所得金額が1,000,000円を超え1,200,000円（控除対象配偶者等を有する者にあつては、350,000円にその者の控除対象配偶者等の数を乗じて得た金額を1,200,000円に加算した金額）以下の場合 当該年度分の市民税の額の10分の6を減額する。

(4) 障害者、未成年者、寡婦及びひとり親（これらの者がその者と生計を一にする配偶者その他の親族で所得税法第57条第1項及び第3項の規定の適用を受ける者（障害者、未成年者、寡婦又はひとり親である者を除く。）を有する場合を除く。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより減免する。

ア 前年の合計所得金額が1,450,000円以下の場合 当該年度分の市民税の額の2分の1を減額する。

イ 前年の合計所得金額が1,450,000円を超え1,600,000円以下の場合 当該年度分の市民税の額の4分の1を減額する。

2 市長は、前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対し、規則で定めるところにより市民税を減免することができる。

(1) 当該年中の合計所得金額の見積額が前年の合計所得金額に比して著しく減少したため、生活が困難になった者

(2) 当該年中において、天災、疾病、盗難等の事由により多額の失費を要した者

(3) 前2号に掲げる者のほか、特に減免を必要とする事由がある者

3 前2項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、当該年度中に規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

(給与所得に係る市民税の特別徴収)

第22条の2 市民税の納税義務者が前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において給与の支払を受けている者である場合においては、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法によつて徴収する。

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によつて徴収する。ただし、第18条第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定により給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収する

こととなつた納税義務者について、給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によつて徴収することが適当でない認められる特別の事情が生じたため当該納税義務者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収されたい旨の申出があつた場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、当該特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収の方法により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収する。

- 4 第1項の納税義務者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において第22条の6の2第1項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の者である場合における前2項の規定の適用については、これらの規定中「給与所得以外」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」とする。

(給与所得に係る特別徴収義務者の指定等)

第22条の3 前条第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額又はこれに同条第2項本文の規定により特別徴収の方法によつて徴収することとなる給与所得以外の所得に係る所得割額（同条第4項に規定する場合にあつては、同項の規定により読み替えて適用される同条第2項本文の規定により特別徴収の方法によつて徴収することとなる給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額）を合算した額（以下この章において「給与所得に係る特別徴収税額」という。）の特別徴収義務者は、当該年度の初日において同条の納税義務者に対して給与の支払をする者及び法第321条の4第5項の申出により新たに給与の支払をする者（他の市町村内において給与の支払をする者を含む。）のうち、給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者（市長が別に定める者を除く。）とする。

- 2 同一の納税義務者について前項の特別徴収義務者が2以上ある場合において各特別徴収義務者に徴収させる給与所得に係る特別徴収税額は、市長が定めるところによる。

- 3 給与所得に係る特別徴収税額は、当該年度の5月31日までに当該特別徴収義務者及びこれを経由して当該納税義務者に通知する。ただし、法第321条の4第3項の規定に該当する場合は、同項に規定するところによる。

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)

第22条の4 前条の特別徴収義務者は、同条第3項本文の規定による通知を受け取つた場合にあつては当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額の12分の1の額を6月から翌年5月まで、同項ただし書の規定による通知を受け取つた場合にあつては当該通知に係る給与所得に係る特別徴収

税額を当該通知のあつた日の属する月の翌月から翌年5月までの月数で除して得た額を当該通知のあつた日の属する月の翌月から翌年5月まで、それぞれ毎月徴収し、その徴収した月の翌月の10日までに、市に納入しなければならない。ただし、給与所得に係る特別徴収税額が均等割額に相当する金額以下である場合には、最初に徴収すべき月にその全額を徴収し、その徴収した月の翌月10日までに、市に納入しなければならない。

2 前項の特別徴収義務者は、給与所得に係る特別徴収税額に係る市民税の納税義務者に給与の支払をしないこととなつた場合においては、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額（前項の規定によつて特別徴収義務者が毎月徴収すべき額をいう。以下同じ。）を徴収して納入する義務を負わない。ただし、その事由が当該年度の初日に属する年の6月1日から12月31日までの間において発生し、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の納税義務者からの申出があつた場合及びその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、その者に支払われるべき給与又は退職手当等の支払をする際、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなつたときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を徴収し、その徴収した月の翌月10日までに、これを納入しなければならない。

3 前項の場合においては、特別徴収義務者は、総務省令で定めるところにより給与の支払を受けないこととなつた納税義務者の氏名、その者に係る給与所得に係る特別徴収税額のうち既に徴収した月割額の合計額その他必要な事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

（給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例）

第22条の4の2 第22条の3第1項の特別徴収義務者は、その事務所、事業所その他これらに準ずるもので給与の支払事務を取り扱うもの（給与の支払を受ける者が常時10人未満であるものに限る。以下この条、次条及び第22条の4の4において「事務所等」という。）につき、市長の承認を受けた場合には、6月から11月まで及び12月から翌年5月までの各期間（当該各期間のうちその承認を受けた日の属する期間については、その日の属する月から当該各期間の最終月までの期間）に当該事務所等において支払つた給与について徴収した給与所得に係る特別徴収税額を、前条第1項の規定にかかわらず、当該各期間に属する最終月の翌月10日までに納入することができる。前条第2項ただし書の規定により徴収した給与所得に係る特別徴収税額についても、同様とする。

(給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例に関する承認の申請)

第22条の4の3 前条の承認の申請をする者は、その承認を受けようとする事務所等の所在地、当該事務所等において給与の支払を受ける者の数その他必要な事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出)

第22条の4の4 第22条の4の2の承認を受けた者は、その承認に係る事務所等において給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなつた場合には、遅滞なく、その旨その他必要な事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。この場合において、この届出書の提出があつたときは、その提出の日の属する同条に規定する期間以後の期間については、その承認は、その効力を失うものとする。

(承認の取消し等があつた場合の納期の特例)

第22条の4の5 第22条の4の2の承認の取消し又は前条の届出書の提出があつた場合には、その取消し又は提出の日の属する第22条の4の2に規定する期間に係る第22条の4第1項に規定する月割額のうち同日の属する月分以前の各月分に係るものについては、同日の属する月の翌月10日をその納期限とする。

(給与所得に係る特別徴収税額の変更)

第22条の5 第22条の3第3項の規定によつて給与所得に係る特別徴収税額を通知した後において、当該給与所得に係る特別徴収税額に誤りがあることを発見した場合その他これを変更する必要がある場合においては、直ちに当該給与所得に係る特別徴収税額を変更して、その旨を当該特別徴収義務者及びこれを經由して当該納税義務者に通知する。この場合においては、特別徴収義務者がその通知を受け取つた日の属する月以後において徴収すべき月割額を併せて通知する。

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

第22条の6 市民税の納税者が給与の支払を受けなくなつたこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた場合には、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第19条の納期があるときはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同条の納期がないときは直ちに普通徴収の方法によつて徴収する。

2 前条の通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含

む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により、当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

(公的年金等に係る所得に係る市民税の特別徴収)

第22条の6の2 市民税の納税義務者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項に規定する老齢等年金給付をいう。以下この章において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められる者その他の政令に定める者を除く。以下この章において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第22条の2第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この章において同じ。)の2分の1に相当する額(当該額に100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、当該額が100円未満であるときは100円とする。以下この章において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によつて徴収する。

- 2 特別徴収対象年金所得者について、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の所得に給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得がある場合(第22条の2第4項の規定により読み替えて適用される同条第2項ただし書に規定する場合を除く。)においては、当該給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を前項の規定により特別徴収の方法によつて徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額に加算して特別徴収の方法によつて徴収することができる。
- 3 特別徴収対象年金所得者に対して課する市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額は、第19条の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によつて徴収する。

(年金所得に係る特別徴収義務者等)

第22条の6の3 年金所得に係る特別徴収税額(前条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収する場合にあつては、当該所得割額を加算した額とする。以下この章において同じ。)の特別徴収義務者は、当該年度の初

日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付（法第321条の7の4第2項に規定する特別徴収対象年金給付をいう。以下この章において同じ。）の支払をする者（以下この章において「年金保険者」という。）とする。

- 2 年金所得に係る特別徴収税額、支払回数割特別徴収税額その他の法第321条の7の5第1項に規定する事項は、特別徴収対象年金所得者に対しては第19条の各納期限のうち最初の納期限の10日前までに、年金保険者に対しては当該年度の初日の属する年の7月31日までに通知する。
- 3 前項に規定する支払回数割特別徴収税額とは、当該特別徴収対象年金所得者につき、年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額をいう。
（年金所得に係る特別徴収税額の納入の義務）

第22条の6の4 年金保険者は、前条第2項の規定による通知を受けた場合においては、当該通知に係る支払回数割特別徴収税額を、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際徴収し、徴収した月の翌月10日までに、市に納入しなければならない。

（年金所得に係る仮特別徴収税額等）

第22条の6の5 前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、第22条の6の2第1項の規定により第22条の6の3第3項に規定する支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第22条の2第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収した場合には、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額（当該額に100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、当該額が100円未満であるときは100円とする。）をいう。以下この章において同じ。）を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収する。

- 2 当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において前項の規定による特別徴収が行われた特別徴収対象年金所得者に係る第22条の6の2の規定の適用については、同条第1項

中「の2分の1に相当する額」とあるのは「から第22条の6の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額」とし、同条第3項の規定は適用しない。

- 3 前2条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第22条の6の3第1項中「（前条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収する場合にあつては、当該所得割額を加算した額とする。以下この章において同じ。）」とあるのは「（第22条の6の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）」と、同条第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、「第19条の各納期限のうち最初の納期限の10日前」とあるのは「当該年度の初日の属する年の3月31日」と、「7月31日」とあるのは「1月31日」と、同条第3項及び前条中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。

（年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ）

第22条の6の6 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第19条の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同条の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法によつて徴収する。

- 2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により、当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

(退職所得の課税の特例)

第22条の7 退職手当等(所得税法第199条の規定によりその所得税を徴収して納付すべきものに限る。以下同じ。)の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在において市内に住所を有する者が当該退職手当等の支払いを受ける場合には、当該退職手当等に係る所得割は、第16条及び第16条の4の規定にかかわらず当該退職手当等に係る所得を他の所得と区分し、次条から第22条の14までに規定するところによつて課する。

(分離課税に係る所得割の課税標準)

第22条の8 分離課税に係る所得割の課税標準は、その年中の退職所得の金額とする。

2 前項の退職所得の金額は、所得税法第30条第2項に規定する退職所得の金額の計算の例によつて算定する。

(分離課税に係る所得割の税率)

第22条の9 分離課税に係る所得割の税率は、100分の6とする。

(分離課税に係る所得割の徴収)

第22条の10 分離課税に係る所得割は、特別徴収の方法によつて徴収する。

(分離課税に係る所得割の特別徴収義務者の指定)

第22条の11 分離課税に係る所得割の特別徴収義務者は、当該分離課税に係る所得割の納税義務者に対して退職手当等の支払いをする者(他の市町村において退職手当等の支払いをする者を含む。以下同じ。)とする。

(特別徴収税額の納入の義務等)

第22条の12 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、総務省令に定める様式により市長に申告し、及びその納入金を市に納入しなければならない。

2 前項の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、法第328条の6第1項又は第2項に規定する税額とする。

(退職所得申告書)

第22条の13 退職手当等の支払を受ける者で、その退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において市内に住所を有する者は、その支払を受けるときまでに、総務省令に定める様式により、その退職手当等の支払をする者を經由して、市長に申告しなければならない。この場合において、支払済みの他の退職手当等がある旨を記載した申告書を提出するときは、当該申告書に当該支払済みの他の退職手当等につき法第328条の14の規定により交付される特別徴収

票を添付しなければならない。

(分離課税に係る所得割の普通徴収)

第22条の14 その年において退職手当等の支払いを受けた者が法第328条の6第2項に規定する分離課税に係る所得割の額を徴収された又は徴収されるべき場合において、その者のその年中における退職手当等の金額について第22条の8及び第22条の9の規定を適用して計算した税額が当該退職手当等につき第22条の12の規定により徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額を超えるときは、第22条の10の規定にかかわらず、その超える金額に相当する税額を直ちに普通徴収の方法によつて徴収する。この場合には、第19条の規定は適用しない。

第3章 固定資産税

(固定資産税の課税標準の特例)

第23条 法第349条の3第27項に規定する家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産、同条第28項に規定する居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産並びに同条第29項に規定する事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準額は、法第349条又は第349条の2の規定による課税標準の額に2分の1を乗じて得た額とする。

2 法附則第15条第2項第1号に規定する汚水又は廃液の処理施設に対して課する固定資産税の課税標準額は、法第349条の2の規定による課税標準の額に2分の1を乗じて得た額とする。

3 法附則第15条第2項第5号に規定する除害施設に対して課する固定資産税の課税標準額は、法第349条の2の規定による課税標準の額に5分の4を乗じて得た額とする。

4 次の各号に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税の課税標準額は、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から3年度分の固定資産税に限り、法第349条の2の規定による課税標準の額にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 法附則第15条第25項第1号に規定する特定再生可能エネルギー発電設備 3分の2

(2) 法附則第15条第25項第2号に規定する特定再生可能エネルギー発電設備 4分の3

(3) 法附則第15条第25項第3号に規定する特定再生可能エネルギー発電設備 2分の1

5 法附則第15条第28項に規定する地下街等における洪水時、雨水出水時又は高潮時の避難の確保及び洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るための設備に対して課する固定資産税の課税標準額は、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から5年度分の固定資産税に限り、法第349条の2の規定による課税標準の額に3分の2を乗じて得た額とする。

6 法附則第15条第32項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固

定資産税の課税標準額は、同項に規定する補助開始日の属する年の翌年の1月1日（当該補助開始日が1月1日である場合は、その属する年の1月1日）を賦課期日とする年度から5年度分の固定資産税に限り、法第349条又は第349条の2の規定による課税標準の額に2分の1を乗じて得た額とする。

7 法附則第15条第33項に規定する市民緑地の用に供する土地に対して課する固定資産税の課税標準額は、当該市民緑地を設置した日の属する年の翌年の1月1日（当該設置した日が1月1日である場合は、その属する年の1月1日）を賦課期日とする年度から3年度分の固定資産税に限り、法第349条の規定による課税標準の額に3分の2を乗じて得た額とする。

（固定資産税の税率）

第23条の2 固定資産税の税率は100分の1.4とする。

（固定資産税の税率の特例）

第24条 次に掲げる建築物（法附則第15条の6から第15条の8までの規定の適用がある建築物の居住部分を除く。）に対して課する固定資産税の税率は、前条の規定にかかわらず当該建築物に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度分の固定資産税に限り100分の0.7とする。

- （1） 都市再開発法（昭和44年法律第38号）附則第4条第2項の規定の適用を受ける旧防災建築街区造成法（昭和36年法律第110号）第56条の規定による補助に係る防災建築物
- （2） 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第3号の高度利用地区内において当該高度利用地区に関する都市計画に適合した建築された耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2の耐火建築物をいう。以下同じ。）で、都市再開発法施行令（昭和44年政令第232号）第53条の規定に該当する建築物のうち市長が認定したもの
- （3） 都市計画法第8条第1項第4号の特定街区において当該特定街区に関する都市計画に適合して建築された耐火建築物で市長が認定した建築物

2 前項の防災建築物又は耐火建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに市長に申告しなければならない。

（サービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対する固定資産税の減額）

第24条の2 法附則第15条の8第2項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課する固定資産税については、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額の3分の2に相当する額を減額するものとする。

(大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額)

第24条の3 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税については、同項に規定する大規模な工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日(当該工事が完了した日が1月1日である場合には、同日)を賦課期日とする年度分の固定資産税に限り、当該特定マンションに係る区分所有に係る家屋に係る固定資産税額の2分の1に相当する額を減額するものとする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の特例)

第25条 用途変更宅地等(法附則第18条の3第1項に規定する用途変更宅地等をいう。第79条において同じ。)並びに令和3年度類似用途変更宅地等、令和4年度類似用途変更宅地等及び令和5年度類似用途変更宅地等(それぞれ法附則第18条の3第3項に規定する令和3年度類似用途変更宅地等、令和4年度類似用途変更宅地等及び令和5年度類似用途変更宅地等をいう。第79条において同じ。)に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定は、適用しない。

(区分所有に係る家屋の敷地の用に供されている土地等に対して課する固定資産税額の按(あん)分の申出)

第26条 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 代表者の住所及び氏名
- (2) 共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (3) 共用土地に係る区分所有に係る家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (4) 各共用土地納税義務者の住所及び氏名、各共用土地納税義務者の共用土地に係る区分所有に係る家屋の区分所有者全員の共有に属する共用部分に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合並びに当該各共用土地納税義務者の当該共用土地に係る持分の割合
- (5) 法第352条の2第1項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地(以下この項及び次項において「特定被災共

用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度(第3号及び第30条の2において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(同項に規定する避難の指示等(第30条の2において「避難の指示等」という。))が行われた場合において、同項に規定する避難等解除日(以下この項及び第30条の2において「避難等解除日」という。)の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年(第30条の2において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 代表者の住所及び氏名
- (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (3) 特定被災共用土地に係る法第352条の2第3項に規定する被災区分所有家屋(次号において「被災区分所有家屋」という。)の被災年度に係る賦課期日における所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (4) 特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋が滅失し、又は損壊した原因となつた震災等(法第349条の3の3第1項に規定する震災等をいう。第30条の2第1項第4号において同じ。)の発生した日時及びその詳細
- (5) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合
- (6) 法第352条の2第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「同条第6項」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、同項の規定を適用する。

4 前3項の申出書には、当該申出が当該共用土地納税義務者又は特定被災共用土地納税義務者(前項の規定により読み替えて適用される第2項の申出書にあっては、特定仮換地等納税義務者)全

員の合意に基づくものである旨を証する書面を添付しなければならない。

(法第362条の固定資産税の納期)

第27条 固定資産税の納期は、次のとおりとする。

第1期 5月16日から5月31日まで

第2期 7月16日から7月31日まで

第3期 9月16日から9月30日まで

第4期 12月16日から12月28日まで

2 固定資産税額（第78条の規定によつて都市計画税を徴収する場合にあつては、固定資産税額と都市計画税額との合算額とする。）の年額が、第15条第1項に規定する額及び法第38条に規定する額の合計額に相当する金額以下のものにあつては、前項の規定にかかわらず、5月16日から5月31日までとする。

(法第367条の固定資産税の減免)

第28条 市長は次の各号のいずれかに該当する者であつて特に必要があると認めるときは固定資産税を減免することができる。

- (1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者
- (2) 災害により使用することができない固定資産を有する者
- (3) 公益社団法人等で直接公益の用に供する固定資産を有する者
- (4) 不慮の災害により納税の能力を喪失した者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、特別の事情がある者

2 固定資産税の減免を受けようとする者は、当該年度中に規則で定めるところによつて市長に申請しなければならない。

(宅地化農地に対して課する固定資産税の納税義務の免除等)

第29条 法附則第29条の5第1項に規定する宅地化農地（以下「宅地化農地」という。）に対して同項に規定する宅地化農地所有者に課する固定資産税については、同条の定めるところにより、納税義務を免除し、又はその税額から減額するものとする。

2 法附則第29条の5第2項の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に総務省令で定める書類を添付して行わなければならない。

- (1) 所有者の住所及び氏名
- (2) 土地の所在、地番、地目及び地積
- (3) 法附則第29条の5第1項の市街化区域農地（以下「当該市街化区域農地」という。）に係

る計画的な宅地化のための手法

(4) 当該市街化区域農地に係る計画的な宅地化のための手続を開始した年月日

(5) その他市長が必要と認める事項

3 法附則第29条の5第4項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に総務省令で定める書類を添付して行わなければならない。

(1) 所有者の住所及び氏名

(2) 土地の所在、地番、地目及び地積

(3) 当該市街化区域農地に係る計画的な宅地化のための計画策定等を法附則第29条の5第1項に規定する市街化区域設定年度の翌年度の初日の属する年の12月31日までの間に行うことができない理由

(4) その他市長が必要と認める事項

4 法附則第29条の5第5項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に総務省令で定める書類を添付して行わなければならない。

(1) 所有者の住所及び氏名

(2) 土地の所在、地番、地目及び地積

(3) 当該市街化区域農地に係る計画的な宅地化のための計画策定等がなされた年月日

(4) その他市長が必要と認める事項

(住宅用地の申告等)

第30条 住宅用地（法第349条の3の2に規定する住宅用地をいう。以下同じ。）の所有者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該住宅用地の所有者が、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合は、この限りでない。

(1) 住宅用地の所有者の住所及び氏名又は名称

(2) 住宅用地の所在及び地積

(3) 住宅用地の上に存する家屋の所在、所有者、家屋番号、種類、構造、床面積、用途、その上に存する住居の数及び居住の用に供した年月日

(4) その他市長が必要と認める事項

2 当該年度に係る賦課期日において、住宅用地から住宅用地以外の土地への変更があり、かつ、当該年度の前年度に係る賦課期日から当該土地を所有している場合には、当該土地の所有者は、その旨を市長に申告しなければならない。

(被災住宅用地の申告)

第30条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が政令第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係
- (2) 法第349条の3の3第1項に規定する被災住宅用地(以下この号及び次号において「被災住宅用地」という。)の被災年度に係る賦課期日における所有者の住所及び氏名又は名称並びに当該被災住宅用地の所在及び地積
- (3) 被災住宅用地の上に被災年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号
- (4) 前号に規定する家屋が滅失し、又は損壊した原因となつた震災等の発生した日時及びその詳細
- (5) 当該年度に係る賦課期日において法第349条の3の3第1項の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分)の固定資産税については、前条の規定は適用しない。

(現所有者の申告)

第30条の2の2 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び第32条において同じ。)は、自己が現所有者であることを知つた日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 現所有者の住所及び氏名又は名称

(2) 登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている個人の住所及び氏名並びに当該個人との関係

(3) 土地又は家屋の所在及び地番又は家屋番号

(4) その他市長が必要と認める事項

(耐震改修に係る固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)

第30条の3 法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から原則として3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用の額を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が政令に定める基準（次項において「耐震基準」という。）に適合することを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日

(4) 耐震改修が完了した年月日

(5) 耐震改修に要した費用の額

(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

(7) その他市長が必要と認める事項

2 法附則第15条の10第1項に規定する耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から原則として3月以内に、前項各号に掲げる事項を記載した申告書に総務省令附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告に係る書類の写し及び当該耐震改修後の家屋が耐震基準に適合することを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(利便性等向上改修工事に係る固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)

第30条の4 法附則第15条の11第1項に規定する改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該改修実演芸術公演施設に係る利便性等向上改修工事が完了した日から原則として3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該利便性等向上改修工事に要した費用の額を証する書類並びに当該利便性等向上改修工事後の家屋が同項に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合することを証する書類を添付して市長に提出しなけれ

ばならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日
- (4) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (5) 利便性等向上改修工事に要した費用の額
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、
3月以内に提出することができなかつた理由
- (7) その他市長が必要と認める事項
(法第380条第3項の地籍図等の備付け)

第31条 固定資産税に関する地籍図、土地使用図、土壤分類図、家屋見取図、固定資産売買記録簿
その他固定資産の評価に関し必要な資料の整備については規則で定める。

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第32条 固定資産の所有者又は現所有者が第30条若しくは法第383条又は第30条の2の2の規定に
より申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合には、その者に対し、
100,000円以下の過料を科する。

(法第404条の固定資産評価員)

第33条 固定資産評価員は1名とし、非常勤とする。

(固定資産評価審査委員会の委員の定数)

第34条 固定資産評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員の定数は、3人とする。

(審査委員会に関する規程事項)

第35条 審査委員会の審査の手續、記録の保存その他審査に関し必要な事項は、審査委員会の規程
で定める。

第4章 軽自動車税

(軽自動車税の納税義務者)

第36条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該軽自動車の取得者に環境性能割により、
原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下この章において「軽自
動車等」という。）に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割により、それぞれ課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、製造により3輪以上の軽自動車を取得した
自動車製造業者、販売のために3輪以上の軽自動車を取得した自動車販売業者その他運行（道路

運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第5項に規定する運行をいう。次条第3項において同じ。）以外の目的に供するために3輪以上の軽自動車を取得した者として政令に定めるものを含まないものとする。

（軽自動車税のみなし課税）

第36条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。当該売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときも、同様とする。

2 製造による取得その他の前条第2項に規定する取得に係る3輪以上の軽自動車について、道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下「車両番号の指定」という。）を受けた場合（当該車両番号の指定前に前項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、前条第2項の規定により3輪以上の軽自動車の取得者に含まないものとされる自動車製造業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

3 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該軽自動車を市内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

（環境性能割の課税免除）

第36条の2の2 人道的支援活動その他公益上必要な活動を行う者として規則で定める者が取得する3輪以上の軽自動車には、環境性能割を課さない。

（環境性能割の課税標準）

第36条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として総務省令の定めるところにより算定した金額（第36条の6において「通常の取得価額」という。）とする。

（環境性能割の税率）

第36条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、それぞれ当該各号に定める率とする。

（1） 法第451条第1項（同条第4項及び第5項において準用する場合を含む。次条において同じ。）に規定する3輪以上のガソリン軽自動車 100分の1

（2） 法第451条第2項（同条第4項及び第5項において準用する場合を含む。次条において同じ。）に規定する3輪以上のガソリン軽自動車 100分の2

(3) 法第451条第3項に規定する3輪以上の軽自動車 100分の3

(環境性能割の税率の特例)

第36条の5 当分の間、3輪以上の軽自動車であつて、営業用のものに対して課する環境性能割の税率は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項に規定する3輪以上のガソリン軽自動車 100分の0.5

(2) 法第451条第2項に規定する3輪以上のガソリン軽自動車 100分の1

(3) 法第451条第3項に規定する3輪以上の軽自動車 100分の2

2 当分の間、3輪以上の軽自動車であつて、自家用のものに対して課する環境性能割の税率は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項に規定する3輪以上のガソリン軽自動車 100分の1

(2) 法第451条第2項及び第3項に規定する3輪以上の軽自動車 100分の2

(環境性能割の免税点)

第36条の6 通常の取得価額が500,000円以下である3輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割を課さない。

(環境性能割の徴収の方法)

第36条の7 環境性能割は、申告納付の方法により徴収する。

(環境性能割の申告納付)

第36条の8 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、総務省令に定める様式により市長に申告するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

(1) 車両番号の指定を受ける3輪以上の軽自動車 当該車両番号の指定の時

(2) 前号に掲げる3輪以上の軽自動車以外の3輪以上の軽自動車で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき3輪以上の軽自動車 当該記入を受けるべき事由があつた日から15日を経過する日(その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時)

(3) 前2号に掲げる3輪以上の軽自動車以外の3輪以上の軽自動車 当該軽自動車の取得の日から15日を経過する日

2 環境性能割の納税義務者以外の3輪以上の軽自動車の取得者は、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる時又は日までに、総務省令に定める様式により、当該軽自動車について市長に報告しなければならない。

3 環境性能割の納税義務者が第1項の規定により申告すべき事項について正当な事由がなくて申

告をしなかつた場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

(環境性能割の申告等の特例)

第36条の9 当分の間、前条第1項の規定による申告書及び同条第2項の規定による報告書は、これらの規定にかかわらず、大阪府知事に提出しなければならない。

(環境性能割の賦課徴収の特例)

第36条の10 当分の間、環境性能割の賦課徴収は、大阪府が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うものとする。

(種別割の課税免除)

第36条の11 次に掲げる軽自動車等には、種別割を課さない。

- (1) 商品である軽自動車等であつて、道路運送車両法第73条第1項の車両番号標又は第42条第1項の標識の交付を受けていないもの
- (2) 宗教、慈善、学術その他公益事業を営むものが所有し、専らその事業のために使用する軽自動車等

(種別割の税率)

第37条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 原動機付自転車 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額2,000円
 - イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額2,000円
 - ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額2,400円
 - エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額3,700円
- (2) 軽自動車 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額3,600円
 - イ 3輪のもの 年額3,900円
 - ウ 4輪以上の乗用のものであつて、営業用のもの 年額6,900円
 - エ 4輪以上の乗用のものであつて、自家用のもの 年額10,800円
 - オ 4輪以上の貨物用のものであつて、営業用のもの 年額3,800円
 - カ 4輪以上の貨物用のものであつて、自家用のもの 年額5,000円
- (3) 小型特殊自動車 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 農耕作業用のもの 年額2,400円
 - イ その他のもの 年額5,900円
- (4) 2輪の小型自動車 年額6,000円
- (種別割の税率の特例)

第37条の2 当分の間、法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する当該軽自動車が最初の車両番号の指定（次条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の種別割の税率は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 3輪の軽自動車 年額4,600円
- (2) 4輪以上の乗用の軽自動車であつて、営業用のもの 年額8,200円
- (3) 4輪以上の乗用の軽自動車であつて、自家用のもの 年額12,900円
- (4) 4輪以上の貨物用の軽自動車であつて、営業用のもの 年額4,500円
- (5) 4輪以上の貨物用の軽自動車であつて、自家用のもの 年額6,000円

第37条の3 法附則第30条第2項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する種別割の税率は、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の種別割に限り、第37条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 3輪の軽自動車 年額1,000円
- (2) 4輪以上の乗用の軽自動車であつて、営業用のもの 年額1,800円
- (3) 4輪以上の乗用の軽自動車であつて、自家用のもの 年額2,700円
- (4) 4輪以上の貨物用の軽自動車であつて、営業用のもの 年額1,000円
- (5) 4輪以上の貨物用の軽自動車であつて、自家用のもの 年額1,300円

2 法附則第30条第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する種別割の税率は、当該軽自

動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の種別割に限り、第37条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 3輪の軽自動車 年額2,000円

(2) 4輪以上の軽自動車 年額3,500円

3 法附則第30条第4項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する種別割の税率は、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の種別割に限り、第37条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 3輪の軽自動車 年額3,000円

(2) 4輪以上の軽自動車 年額5,200円

(種別割の賦課期日及び納期)

第38条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

2 種別割の納期は、5月1日から同月31日までとする。

(種別割の徴収の方法)

第39条 種別割は、普通徴収の方法により徴収する。

(種別割に関する申告又は報告)

第40条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この章において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となつたとき、又はその主たる定置場が吹田市内に所在することとなつたときは、その事由が生じた日から15日以内に、総務省令に定める様式により市長に申告しなければならない。法第445条の規定により種別割を課されない者が種別割を課されることとなつた場合又は第36条の11（第2号に係る部分に限る。）の規定により種別割を免除された軽自動車等が種別割を課されることとなつた場合についても、同様とする。

2 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者等は、軽自動車等の所有者等でなくなつたとき、又はその主たる定置場が吹田市内に所在しないこととなつたときは、その事由が生じた日から30日以内に、総務省令に定める様式により市長に申告しなければならない。

3 第1項の規定により申告した者は、申告した事項に変更があつたときは、その事由が生じた日から15日以内に、総務省令に定める様式によりその旨を市長に申告しなければならない。ただし、前項の規定により申告すべき場合については、この限りでない。

4 第36条の2第1項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は

居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、当該請求があつた日から15日以内に次に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 当該軽自動車等の買主の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は所在地
- (2) 当該軽自動車等の買主の勤務先又は事務所若しくは事業所の名称及び所在地
- (3) 当該軽自動車等の所有権を当該軽自動車等の買主へ移転する旨の通知の発送の有無
- (4) 当該軽自動車等の占有の有無
- (5) その他市長が必要と認める事項

5 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者等又は第36条の2第1項に規定する軽自動車等の売主が前各項の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

(軽自動車税の減免)

第41条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、特に必要があると認めるときは、環境性能割（第36条の10の規定により賦課徴収を行う環境性能割を含む。次項において同じ。）又は種別割を減免することができる。

- (1) 天災その他特別の事情がある者
- (2) 前号に掲げる者のほか、特別の事情がある者

2 環境性能割の減免を受けようとする者は第36条の8第1項に規定する申告納付期限までに、種別割の減免を受けようとする者は当該年度中に、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第42条 原動機付自転車又は小型特殊自動車（以下「原動機付自転車等」という。）の所有者等は、原動機付自転車等の所有者等となつたとき、又はその主たる定置場が吹田市内に所在することとなつたときは、その事由が生じた日から15日以内に、規則で定めるところにより市長に申請し、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定により交付を受けた標識は、次条の規定により返納するまでの間、市長の指示に従い、当該原動機付自転車等の車体の見やすい箇所に取り付けておかななければならない。

3 第1項の規定により標識の交付を申請した者は、申請した事項に変更があつたときは、次条に規定する場合を除き、その事由が生じた日から15日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(標識の返納)

第43条 原動機付自転車等の標識の交付を受けた者は、当該原動機付自転車等の所有者等でなくなつたとき、又はその主たる定置場が吹田市内に所在しないこととなつたときは、その事由が生じた日から30日以内に、規則で定めるところにより市長に届け出て、当該標識を市長に返納しなければならない。

(標識の譲渡等の禁止)

第44条 原動機付自転車等の標識は、これを譲渡し、貸し付け、又は不正使用してはならない。

(標識の回収)

第45条 市長は、第43条の規定による届出のあつた標識及び前条の規定に違反することとなる標識を発見したときは、直ちに、これを回収する。

(標識の再交付)

第46条 原動機付自転車等の標識の交付を受けた者は、その標識を著しく毀損し、又は亡失したときは、総務省令に定める様式によつて市長に申請し、毀損した場合にあつてはその標識を返納し、新たな標識の交付を受けなければならない。標識を不正に使用したためこれを回収されたときも、同様とする。

2 市長は、前項の規定により新たな標識の交付をしたときは、弁償金として、標識1個につき200円を徴収する。

第47条 削除

(種別割の納税証明書の交付)

第48条 市長は、道路運送車両法第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車(以下この条において「検査対象軽自動車等」という。)について、現に種別割の滞納がない場合、又はその滞納が天災その他やむを得ない事由によるものである場合には、当該検査対象軽自動車等に係る種別割の納税義務者の申請により、その旨を証する証明書を当該納税義務者に交付する。

第5章 市たばこ税

(市たばこ税の納税義務者等)

第49条 市たばこ税(以下この章において「たばこ税」という。)は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者(以下この章において「卸売販売業者等」という。)が製造たばこを市内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡す場合(当該小売販売業者が卸売販売業者等である場合においては、その卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡すときを除く。)において、

当該売渡しに係る製造たばこに対し、当該売渡しを行う卸売販売業者等に課する。

- 2 たばこ税は、前項に規定する場合のほか、卸売販売業者等が製造たばこにつき、卸売販売業者等及び小売販売業者以外の者（以下この章において「消費者等」という。）に売渡しをし、又は消費その他の処分（以下この章において「消費等」という。）をする場合においては、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対し、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこを直接管理する事務所又は事業所が市内に所在する卸売販売業者等に課する。

（たばこ税の課税標準）

第50条 たばこ税の課税標準は、前条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（以下この章において「売渡し等」という。）に係る製造たばこの本数とする。

（たばこ税の税率）

第51条 たばこ税の税率は、1,000本につき6,552円とする。

（たばこ税の課税免除）

第52条 卸売販売業者等が法第469条第1項各号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等をする場合には、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対しては、たばこ税を免除する。

- 2 前項の規定は、法第469条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこについては、卸売販売業者等が、第54条第1項又は第2項の申告書に課税免除を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、総務省令に定める課税免除に該当することを証するに足りる書類を保存している場合に限り、適用する。

- 3 第1項の規定は、法第469条第1項第3号又は第4号に掲げる製造たばこについては、卸売販売業者等が市長に総務省令に定める課税免除に該当することを証するに足りる書類を提出している場合に限り、適用する。

- 4 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第49条の規定を適用する。

（たばこ税の徴収の方法）

第53条 たばこ税は、申告納付の方法によつて徴収する。ただし、法第466条第4項ただし書の規定によつて卸売販売業者等とみなされた者に対したばこ税を課する場合においては、普通徴収の方法によつて徴収する。

（たばこ税の申告納付の手続）

第54条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下この条及び次条において「申告納

税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この項において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第52条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに法第477条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した総務省令に定める様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税額を総務省令に定める様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第52条第3項に規定する書類及び法第477条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した総務省令に定める様式による書類を添付しなければならない。

2 法第473条第2項の規定による総務大臣の指定を受けた卸売販売業者等が申告納税者である場合には、前項の規定によつて次の表の左欄に掲げる月に提出すべき申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる月に同項の規定によつて提出すべき申告書の提出期限と同一の期限とする。この場合において、この項の規定による申告書は、総務省令に定める様式によらなければならない。

1月及び2月	3月
4月及び5月	6月
7月及び8月	9月
10月及び11月	12月

(たばこ税に係る不申告に関する過料)

第55条 たばこ税の申告納税者が正当な事由がなく前条の規定による申告書を同条に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

(たばこ税の普通徴収の手続)

第56条 第53条ただし書の規定によりたばこ税を普通徴収の方法によつて徴収する場合には、法第466条第4項ただし書の規定により卸売販売業者等とみなされた者に対して、たばこ税の納税通知書を交付する。

2 前項の場合におけるたばこ税の納期は、納税通知書の定めるところによる。

第57条から第64条まで 削除

第6章 特別土地保有税

(特別土地保有税の納税義務者等)

第65条 特別土地保有税は、土地又はその取得に対し、当該土地の所有者又は取得者に課する。

2 土地に対して課する特別土地保有税に関する規定は、土地の所有者が所有する土地で第73条第1項の規定により申告納付すべき日の属する年の1月1日において当該土地の取得をした日以後10年を経過したものについては、適用しない。

(特別土地保有税の課税標準)

第66条 特別土地保有税の課税標準は、土地の取得価額とする。

第67条 当分の間、土地の取得の日の属する年の翌々年(当該土地の取得の日が1月1日である場合にあっては、同日の属する年の翌年)の末日の属する年度以後の年度における当該土地に対して課する特別土地保有税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、土地の取得価額又は修正取得価額(法附則第31条の2の2第1項に規定する修正取得価額をいう。)のいずれか低い金額とする。この場合において、第73条第2項第1号中「取得価額」とあるのは、「取得価額(第67条に規定する修正取得価額が取得価額より低い土地にあっては、当該修正取得価額)」とする。

(特別土地保有税の税率)

第68条 特別土地保有税の税率は、土地に対して課する特別土地保有税にあつては100分の1.4、土地の取得に対して課する特別土地保有税にあつては100分の3とする。

(特別土地保有税の免税点)

第69条 同一の者について、第73条第1項第1号の特別土地保有税にあつてはその者が1月1日に所有する土地(法第586条第1項若しくは第2項、法第587条第1項又は法第587条の2第1項本文の規定の適用がある非課税の土地を除く。)の合計面積が、第73条第1項第2号の特別土地保有税にあつてはその者が1月1日前1年以内に取得した土地(当該土地の取得について法第586条第1項若しくは第2項又は法第587条第2項の規定の適用がある非課税の土地を除く。以下この条において同じ。)の合計面積が、第73条第1項第3号の特別土地保有税にあつてはその者が7月1日前1年以内に取得した土地の合計面積が、それぞれ5,000平方メートル(以下「基準面積」という。)に満たない場合には、特別土地保有税を課さない。

(特別土地保有税の課税の特例)

第70条 法附則第31条の4第1項及び第2項の規定による特別土地保有税の納税義務の免除の特例を適用しない区域は、市の全域とする。

(特別土地保有税の税額)

第71条 特別土地保有税の税額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第73条第1項第1号の特別土地保有税 同条第2項第1号の課税標準額に第68条の税率を乗じて得た額から、当該額を限度として、同号の土地に対して課すべき当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に100分の1.4を乗じて得た額の合計額を控除した額
- (2) 第73条第1項第2号又は第3号の特別土地保有税 それぞれ、同条第2項第2号又は第3号の課税標準額に第68条の税率を乗じて得た額から、当該額を限度として、同項第2号又は第3号の土地の取得に対して大阪府が課すべき不動産取得税の課税標準となるべき価格に100分の4を乗じて得た額の合計額を控除した額

(特別土地保有税の徴収の方法)

第72条 特別土地保有税は、申告納付の方法によつて徴収する。

(特別土地保有税の申告納付)

第73条 特別土地保有税の納税義務者は、次の各号に掲げる特別土地保有税の区分に応じ、当該各号に定める日までに、当該特別土地保有税の課税標準額及び税額その他の事項を記載した申告書を提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

- (1) 1月1日において基準面積以上の土地を所有する者に係る土地に対して課する特別土地保有税 その年の5月31日
- (2) 1月1日前1年以内に基準面積以上の土地を取得した者に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税 その年の2月末日
- (3) 7月1日前1年以内に基準面積以上の土地を取得した者に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税 その年の8月31日

2 前項の課税標準額は、次に定めるところによる。

- (1) 前項第1号の特別土地保有税にあつては、同号に規定する者が1月1日において所有する土地（法第586条第1項若しくは第2項、法第587条第1項又は法第587条の2第1項本文の規定の適用がある非課税の土地を除く。）の取得価額の合計額
- (2) 前項第2号の特別土地保有税にあつては、同号に規定する者が同号に規定する期間内に取得した土地（当該土地の取得について法第586条第1項若しくは第2項又は法第587条第2項の規定の適用があるもの及び土地の取得に対して課する特別土地保有税を既に申告納付した、又は申告納付すべきであつたものを除く。次号において同じ。）の取得価額の合計額
- (3) 前項第3号の特別土地保有税にあつては、同号に規定する者が同号に規定する期間内に取得した土地の取得価額の合計額

(特別土地保有税に係る不申告に関する過料)

第74条 特別土地保有税の納税義務者が正当な事由がなく前条第1項の規定による申告書を同項各号に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

(特別土地保有税の減免)

第74条の2 市長は、次の各号の一に該当する土地又はその取得のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。

- (1) 公益のために直接専用する土地
- (2) 市の全部又は一部にわたる災害により、著しく価値を減じた土地
- (3) 前2号に掲げる土地以外の土地で特別の事由があるもの

2 前項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けようとする者は、当該申告納付期限までに規則で定めるところによつて市長に申請しなければならない。

第7章 入湯税

(入湯税の納税義務者等)

第74条の2の2 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。

(入湯税の課税免除)

第74条の2の3 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。

- (1) 年齢12歳未満の者
- (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- (3) 学校教育上の見地から行われる行事に参加する場合において入湯する者

(入湯税の税率)

第74条の2の4 入湯税の税率は、入湯客1人1日について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 宿泊する者 150円
- (2) 宿泊しない者 75円

(入湯税の徴収の方法)

第74条の2の5 入湯税は、特別徴収の方法によつて徴収する。

(入湯税の特別徴収の手続)

第74条の2の6 入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。

2 前項の特別徴収義務者は、鉱泉浴場における入湯客が納付すべき入湯税を徴収しなければならない

ない。

- 3 第1項の特別徴収義務者は、毎月15日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第74条の2の7 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。

- (1) 住所及び氏名又は名称
- (2) 鉱泉浴場施設の所在地
- (3) その他市長が必要と認める事項

- 2 前項の規定によつて申告した者は、その申告した事項に異動があつた場合は、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)

第74条の2の8 入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯客数及び入湯税額を帳簿に記載しなければならない。

- 2 前項の帳簿は、その記載の日から1年間これを保存しなければならない。

第8章 事業所税

(事業所税の納税義務者等)

第74条の3 事業所税は、事務所又は事業所(以下この章において「事業所等」という。)において法人又は個人の行う事業に対し、当該事業を行う者に資産割額及び従業者割額の合算額によつて課する。

(事業所税の課税標準)

第74条の4 事業所税の課税標準は、資産割にあつては、課税標準の算定期間の末日現在における事業所床面積(当該課税標準の算定期間の月数が12月に満たない場合は、当該事業所床面積を12で除して得た面積に当該課税標準の算定期間の月数を乗じて得た面積)とし、従業者割にあつては、課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額とする。

(事業所税の税率)

第74条の5 事業所税の税率は、資産割にあつては1平方メートルにつき600円、従業者割にあつては100分の0.25とする。

(事業所税の免税点)

第74条の6 同一の者が市内において行う事業に係る各事業所等について、当該各事業所等に係る事業所床面積の合計面積が1,000平方メートル以下である場合には資産割を、当該各事業所等の従業員の数の合計数が100人以下である場合には従業者割を課さない。

(事業所税の徴収の方法)

第74条の7 事業所税は、申告納付の方法によつて徴収する。

(事業所税の申告納付)

第74条の8 事業所税の納税義務者は、法第701条の46第1項又は法第701条の47第1項の規定による申告書を当該各項に定める納期限までに市長に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

2 納付すべき事業所税額がない者のうち、規則で定める基準を超えるものについては、前項の規定に準じて申告書を提出しなければならない。

(事業所税に係る不申告に関する過料)

第74条の9 事業所税の納税義務者が正当な事由がなく前条の規定による申告書を同条に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

(事業所税の賦課徴収に関する申告の義務)

第74条の10 市内において事業所等を新設し、又は廃止した者のうち、規則で定める基準を超えるものは、当該新設又は廃止の日から2月以内にその旨その他必要な事項を市長に申告しなければならない。

2 事業所税の納税義務者に事業所用家屋を貸し付けている者は、当該貸付けの日から1月以内に当該事業所用家屋の床面積その他必要な事項を市長に申告しなければならない。その申告した事項に異動が生じた場合においても、同様とする。

(事業所税の賦課徴収に係る不申告に関する過料)

第74条の11 前条の規定により申告をすべき者が同条の規定によつて申告すべき事項について正当な理由がなく申告をしなかつた場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

(事業所税の減免)

第74条の12 市長は、天災その他特別の事情がある場合において事業所税の減免を必要とすると認める者その他特別の事情がある者に限り、事業所税を減免することができる。

2 前項の規定によつて事業所税の減免を受けようとする者は、当該申告納付期限までに規則で定めるところによつて、市長に申請しなければならない。

第9章 都市計画税

(都市計画税の課税客体等)

第75条 都市計画税は、都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域のうち同法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する土地及び家屋に対し、法第702条第2項に規定する価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に課する。

(都市計画税の課税標準の特例)

第75条の2 第23条第6項の規定は、法附則第15条第32項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税について準用する。この場合において、第23条第6項中「法第349条又は第349条の2」とあるのは、「第75条」と読み替えるものとする。

2 第23条第7項の規定は、法附則第15条第33項に規定する市民緑地の用に供する土地に対して課する都市計画税について準用する。この場合において、第23条第7項中「法第349条」とあるのは、「第75条」と読み替えるものとする。

(法第702条の4の都市計画税の税率)

第76条 都市計画税の税率は、100分の0.3とする。

(法第702条の7の都市計画税の納期)

第77条 都市計画税の納期は、次のとおりとする。

第1期 5月16日から5月31日まで

第2期 7月16日から7月31日まで

第3期 9月16日から9月30日まで

第4期 12月16日から12月28日まで

2 第27条第2項に該当するものにあつては、前項の規定にかかわらず、5月16日から5月31日までとする。

(法第702条の8の都市計画税の賦課徴収)

第78条 都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によるものとし、固定資産税を賦課し、及び徴収する場合にあわせて賦課し、及び徴収する。

2 市長は、特別の事情がある場合において、前項の規定により賦課徴収することができないと認められるときは、この限りでない。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税の特例)

第79条 第25条の規定は、用途変更宅地等並びに令和3年度類似用途変更宅地等、令和4年度類似用途変更宅地等及び令和5年度類似用途変更宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度ま

での各年度分の都市計画税について準用する。この場合において、同条中「法附則第18条の3の規定」とあるのは、「法附則第25条の3の規定」と読み替えるものとする。

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

第80条 第29条の規定は、宅地化農地に対する都市計画税について準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例中に特別の定がある場合を除く外、電気ガス税、木材引取税、広告税及び接客人税については、昭和25年9月1日（特別徴収に係る電気ガス税にあつては同日以後において徴収すべき料金に係る分）からその他の市税については、昭和25年度分から、それぞれ適用する。

(経過措置)

- 2 旧地方税法の規定に基いて課し、又は課すべきであつた市税（電気ガス附加税、木材引取税附加税、遊興飲食税附加税並びに広告税、接客人税及び使用人税にあつては、昭和25年8月31日以前の分、特別徴収に係る電気ガス税にあつては同日以前に収納した料金に係る分）については前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(吹田市市税賦課徴収条例等の廃止)

- 3 吹田市市税賦課徴収条例（昭和23年吹田市条例第85号）吹田市市民税及び府民税賦課徴収条例（昭和24年吹田市条例第86号）及び吹田市市税臨時措置条例（昭和25年吹田市条例第111号）は、これを廃止する。

(特別土地保有税の課税の停止)

- 4 平成15年以後の各年の1月1日において土地の所有者が所有する土地に対しては、第6章の規定にかかわらず、当分の間、平成15年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税を課さない。
- 5 平成15年1月1日以後に取得された土地の取得に対しては、第6章の規定にかかわらず、当分の間、土地の取得に対して課する特別土地保有税を課さない。

附 則（省略）

附 則（令和5年10月19日条例第20号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日

から施行する。

(1) 第16条の8の2、第16条の14、第22条の6及び第22条の6の6の改正規定並びに附則第3項及び第4項の規定 令和6年1月1日

(2) 第16条の3第1項第10号の2の改正規定及び附則第5項の規定 令和8年1月1日
(個人の市民税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の吹田市市税条例（以下「新条例」という。）第16条の2の規定は、令和5年4月1日以後に発生する地方税法（昭和25年法律第226号）第314条第1項に規定する特定非常災害について適用する。

3 新条例第16条の14の規定は、同条第1項の所得割の納税義務者が令和5年4月1日以後に同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をする同項に規定する特定株式について適用し、この条例による改正前の吹田市市税条例第16条の14第1項の所得割の納税義務者が同日前に同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定株式については、なお従前の例による。

4 新条例第16条の8の2第2項、第22条の6第2項及び第22条の6の6第2項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

5 新条例第16条の3第1項第10号の2の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

6 新条例第37条第1号エの規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

附 則（令和6年2月26日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。